

平成24年第4回横手市議会6月定例会会議録

議事日程（第4号）

平成24年6月20日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 一般質問
第 2 請願委員会付託
-

本日の会議に付した案件

議事日程第4号に同じ

出席議員（28名）

1 番	木 村 清 貴	2 番	佐 藤 誠 洋
3 番	高 橋 聖 悟	4 番	土 田 百合子
5 番	青 山 豊	6 番	齊 藤 勇
7 番	立 身 万千子	8 番	鈴 木 勝 雄
9 番	小 野 正 伸	10番	遠 藤 忠 裕
11番	土 田 祐 輝	12番	高 橋 大
13番	小 沢 秀 宏	14番	堀 田 賢 逸
15番	佐 藤 德 雄	16番	佐々木 誠
17番	菅 原 惠 悦	18番	齋 藤 光 司
20番	佐 藤 清 春	21番	佐 藤 忠 久
22番	寿松木 孝	23番	播 磨 博 一
25番	佐 藤 功	26番	塩 田 勉
27番	奥 山 豊	28番	阿 部 正 夫
29番	高 橋 勝 義	30番	田 中 敏 雄

欠席議員（1名）

24番 佐々木 喜 一

説明のため出席した者（29名）

市 長 五十嵐 忠 悦 副 市 長 鈴 木 信 好

副市長	佐藤良吉	教育長	高橋準一
総務企画部長	浮嶋伸	財務部長	石山清和
市民生活部長	小丹茂樹	健康福祉部長	柴田恒宏
建設部長	照井康晴	上下水道部長	鈴木弘志
教育総務部長	小川良平	教育指導部長	佐々木孝雄
消防長	泉田榮次	市立横手病院 事務局長	佐藤正弘
市立大森病院 事務局長	金澤和彦	総務企画部次長 兼人事課長	皆川規和
総務企画部次長 兼市長公室長	小田嶋利宏	総務企画部長	佐藤亮
総務企画部 経営企画課長	高橋嘉	財務部財政課長	三浦淳
横手地域局長	石山昭一	増田地域局長	遠藤晴美
平鹿地域局長	眞田正照	雄物川地域局長	福岡新作
大森地域局長	高山勇光	十文字地域局長	鈴木淳悦
山内地域局長	照井礼司	大雄地域局長	鈴木康和
産業経済部次長	関口悦雄		

事務局職員出席者

事務局長	高橋実	主幹	佐藤しげ子
総務担当副主査	安藤祐美子	議事調査担当主査	長瀬肇
議事調査担当主任	藤井健一		

◎開議の宣告

○佐藤清春 議長 おはようございます。

13番小沢秀宏議員、16番佐々木誠議員から遅刻する旨の、24番佐々木喜一議員から欠席する旨の届け出があります。

ただいまから本日の会議を開きます。

◎一般質問

○佐藤清春 議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、質問は順番をもって許可いたします。

◇ 佐 藤 誠 洋 議員

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員に発言を許可いたします。

2番佐藤誠洋議員。

【2番（佐藤誠洋議員）登壇】

○2番（佐藤誠洋議員） おはようございます。

強い台風4号が各地で被害を出して、東北沖を通過中のようです。秋田県は直撃は避けられましたが、大きな被害が出ていないこと、農業被害が出ていないことを願っております。

今回の一般質問は、災害時における市の対応についての質問がたくさんありましたが、災害には万全の態勢を整えていて被害が出ないように備えること、外出を控える、避難勧告に従うなどの啓蒙も大事な対策だと思います。

さて、この台風が去ると、今月30日から7月8日まであやめ祭りが浅舞公園で開催されます。市のホームページにも案内を掲載し、開花予想を載せていただいておりますが、オープニングの30日は満開のようです。80種3万株50万本のあやめが咲き誇り皆さんをお迎えいたしますので、ぜひあやめ祭りにお越しください。

さて、今の時期は県内でさまざまなスポーツ大会が開催されており、毎日子どもたちの活躍の様子が報道されております。また、プロ野球を初め、プロゴルフやオリンピック関連の女子サッカー、女子バレー、陸上競技など、毎日にぎやかに元気にスポーツ関連のニュースが報道されております。

ロンドンオリンピックに日本男子バレーボールの2大会連続出場は残念ながらありませんでしたが、雄物川高校出身でキャプテンを務めた宇佐美大輔選手はすばらしい活躍でした。最終的な夢はかなわなかったわけですが、勇気、希望、元気をいただきました。このようなすばらしい選手が我が横手市出身であることは、横手市の誇りでもあります。今後も中央で活躍されることとは思われますが、横手市の元気づくりにご協力いただければ幸いです。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

きのうの青山議員に対する市長のご答弁を伺って、ほとんど私の質問の意図を酌んでいただいていると思えました。より具体的なお答弁をいただきたくよろしくお願ひいたします。

全国初となるスポーツ立市横手の宣言をしたらどうかということです。

今まで国や県は、スポーツ立国、スポーツ立県を宣言しておりますが、どういうわけかスポーツ立市を宣言している市はありません。恐らくは、スポーツ振興計画が縦のラインで、国・県の振興計画を踏襲して、市町村で少しかだけ独自性を出してつくってきたため、大げさな立市宣言まではいかなかったのではないかと思います。もう1つには、当市でもそうであるように、スポーツという言葉があると、教育委員会担当という長年の慣習に何ら疑問を持つことなくこれまで推進してきたからなのではないかと思ひます。

スポーツの持つ力は多岐にわたり、また、市の政策、施策のさまざまな場面で重要度を増してきていると感じております。これまでの大会誘致やにぎわい創出は、そのときだけの予算、単発で終わり、連続性がないため、せっかくの機運、盛り上がりがなくなってしまうということがありました。全庁的な取り組みもそのときだけということでありました。こうしたことから、スポーツの持つ力を生かし、市の政策の大きな柱の1つとしてスポーツの持つ力を全庁挙げて、戦略的、また体系的、計画的に展開するためにスポーツ立市宣言をしていただきたい、市の立ち位置を内外に、また、市民に対して、政策として明確に示していただきたいとの思ひであります。

観光振興計画が策定されたようですが、スポーツ観光の推進という言葉があります。スポーツ合宿、大会の誘致を行うことで、交流人口の増加、にぎわいの創出、経済効果、食と農からのまちづくりの実践など多くの効果が期待できます。また、公共温泉などの宿泊施設との連携をすることで、市の政策が一体的に推進できます。健康の駅事業は先進的に取り組んでおりますが、健康寿命を延ばすことにより、医療費の抑制、介護保険料の抑制に寄与しており、生涯スポーツの推進は生きがいづくりにも寄与しております。こうした取り組みは全国的に進んでいる高齢化社会の先進的な取り組みとして高い評価を得ております。場所を市の玄関口である駅前Y²（わいわい）ぷらざに移して、連日多くの人でにぎわっているようですが、スポーツ立市として全庁挙げて一体的に取り組めば、福祉の面のみでなく、さらなる施策の推進が可能となり、駅前のにぎわいづくり、交流人口の増加、経済効果が期待できる施策が生まれるのではないのでしょうか。

次に、この施策を実現するために多機能ツールとしてのインフラ整備について伺ひます。

秋田県で行われた秋田わか杉国体の軟式野球の会場が横手市となり、市内の各球場の整備が一気に進み、野球は大きな大会や合宿誘致が可能となりました。ことしは還暦野球大会の全国大会が横手市で開かれ、直接的な経済効果だけで1億3,000万円が見込まれているようです。また、大学の合宿誘致では、日体大の野球部が昨年に続き50人ほどの人たちが鶴ヶ池荘に4泊5日で合宿し、新規で中央学院の野球部員40名がクォードインで合宿すると伺ひしております。

さて、体育館についてはどうでしょうか。幾つかの市内の体育館は、いずれも観客の収容力が不足、市民や市外の方々から不満の声が寄せられています。ノーザンハピネッツのようなプロスポーツは、2,000人以上の観客収容力がないと経営的に合わないそうです。横手わか杉カップのバレーボール大会が、雄物川高校の宇佐美監督の力で毎年雄物川体育館を会場に開かれておりますが、全国の強豪校がそろう大会の会場としては、サブ会場で大会が行われているように感じます。今後大会誘致の際に、練習場やサブ会場としての体育館は今のままでいいと思いますが、メインとなる収容力のある体育館が必要であります。

スポーツは、プレーをする人はもちろん、支える人、見る人に、夢や希望、感動を与えます。子どもたちの心身の成長にも欠かせません。ふだんから収容能力が大きい体育館が横手市にあり、そこで大会が開かれ、時折全国規模の大きな大会が開催され、一流選手のプレーやプロスポーツを見ることができ、このことは市民に夢や希望、元気を与えます。横手市総合計画にある体育施設環境整備事業の具現化を目指し、都市計画にある交通の便がよく、人をよそから集められやすい横手インターに近い赤坂運動公園に計画されていた体育館建設を進めるべきではないでしょうか。

以上のことから、横手市の政策の大きな柱の1つとして、全国初となるスポーツ立市横手の宣言をしていただけるようお願いいたします。

よろしくご答弁をお願いいたします。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 スポーツにかかわる質問が2点ございました。

まず、1点目でございます。

現在、横手市スポーツ振興計画に基づきまして、市民の健康づくりはもとより、競技力向上を目的としたクリニックや東北規模の中学校バスケットボールとバレーボール大会の開催、さらには、スポーツ合宿や全国規模の大会誘致に積極的に取り組んでおるところでございます。

現行の実施計画は平成25年度で終了することから、今後新たな実施計画を策定する必要がございます。その際、スポーツを通じた横手の元気づくり、地域の活性化などによる経済効果など、明るく豊かで活力に満ちた社会形成に向け、議員ご提案のスポーツ立市横手の宣言を積極的に検討してまいりたいと思います。

2つ目のこれに絡みます体育館構想についてでございます。

赤坂総合公園につきましては、平成元年より事業に着手して以来、これまで野球場や多目的広場、グラウンドゴルフ場などの運動施設や駐車場、管理通路、管理棟などの附帯施設を整備してまいりました。体育館の建設については、赤坂総合公園整備計画の中で位置づけておりましたが、その後の市を取り巻く環境の変化や財政状況などを勘案し建設計画を中断しております。また、市内の既存体育施設においても老朽化が進んでいる施設が多くなってきていることから、財政計画との整合性を図りながら総合的

な施設整備の検討が必要であると認識しているところであります。ご提案いただきましたスポーツ立市横手の宣言の趣旨を参考にさせていただき、体育館建設についても施設整備計画の中で検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 非常に前向きなご答弁、ありがとうございます。

スポーツ立市横手に関しては、非常に市長のほうも推進したいということのようですけれども、私はやるのであれば全国初を目指していただきたいと、まず、これがぜひお願いしたいところです。

今、市長からお話しありましたように、横手市スポーツ振興計画、確かにこれ23年度から25年度の3年間の計画です。これをぱっと開くと、すぐスポーツ立国戦略ということなんですね。次のページ、ぱっとめくると、今度、スポーツ立県あきたが載っている。あとは、次のページは横手市総合計画というか、横手市のスポーツ振興計画の目的とか、そういうのをなぜつくったか、そういうふうな計画になっている。ですから、それに基づいてつくっているのもうこのまま立国、立県ですから、立市になっても、それほど余り問題ないのではないかと、実はそう思います。

ですから、これまでもさまざまな計画というのは途中で見直しというのは進められてきたことですので、全国初にぜひともこだわっていただきたい。ですから、私としては、今の市長のご答弁ですと、25年度、ことし24年度ですから、来年1年間この計画終わってからスポーツ立市宣言に向けて検討するというのであれば、もう2年ぐらいはかかってしまうわけですがけれども、私の質問の最初のお話したように、全庁挙げてやるということは、これは必ず機構改革が伴ってくるものと思います。

いろいろの今情報によりますと、来年3月に向けて、市でも機構改革を検討しているというふうなお話も伺っております。したがって、この機構改革に合わせて、遅くとも来年の3月に立市宣言をとりあえずしていただきたい。とりあえずと言うとおかしいんですけども、それから計画をつくっていくというのでもよろしいのではないかと思いますけれども、その具体的な宣言できる日を、私は来年の3月にしていただきたいと思っていますけれども、何とかならないでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 秋田県におけるスポーツ立県の宣言も、恐らく流れについてはご存じだと思いますけれども、秋田わか杉国体を契機としてというような一連の流れの中で、県も周到な計画と申しますか、そういう中で立てているというふうに思っております。我々の地域においても、スポーツ立市、名称はいろいろ考えなければいけないわけでしょうけれども、それを目指すためには、それなりの準備、あるいは市がなぜスポーツ立市を目指すのかというようなそもそもの話を、相当、我々内部だけではなくて、議会とのキャッチボールもそうありますが、市民とのキャッチボールも含めてしていく必要があるだろうと思います。なぜ今スポーツ立市横手なのかということの命題をしっかりとらまえる必要があるのかなと。振興計画は厳然として今生きて、現在進行中でありまして。ご指摘のように、所管の問題ももち

ろん絡むわけです。ただ、市としても、スポーツは教育委員会の所管だけにとどまらない大きな波及効果があるというのは承知いたしておりますので、立市宣言というものがいつの段階でできるかということ、まず別に置きましても、それに向けて全庁的な体制でこれは取り組む必要があるというふうに思っています。そういうふうなもろもろの準備等々をする中で、しかるべきタイミングの中でそういう宣言をして、市民と一緒に向かっていけるようなことになればベストであろうかなというふうに思っています。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 実は今回、市長側に具体的な答弁をお願いしたいと思いますと言いつつ、私のほうから全然具体的な提案ができないというのが、非常に情けなくて、ふがいなく思っております。私の政策立案能力が全くないというあらわれですけれども、今議会で、初日に議会基本条例というものができました。この条例を皆さんともう一度おさらいしますと、第4条ですけれども、これ会派について、政策形成や政策立案、政策提言についてのことがうたってあるんです。さらに第12条、これは委員会の運営です。同様に書いております。さらに第13条、これは政務調査費の交付に関してですけれども、同様のことが述べられております。まだまだあります。16条、これには議会事務局の体制整備について述べられております。17条、これは議会図書室について述べられております。

今、やっとうこういうものができて、何としても議会側から市長に対して、条例と政策提言ができるような議会になればいいなと今思っております。そうしたら市長からの厳しい反問に対しても、耐え得る、こちらも逆に答弁できるのではないかと思っておりますけれども、そういうことで、実は、それを先進的に取り組んでいる市がありまして、これは京都の京丹後市の議会です。議会もそうですけれども、市長も大したものだと思いますけれども、これは平成21年3月の京丹後市の市議会、こちらにおいて、こちらは観光なんですけれども、京丹後市観光立市推進条例というものが議会提案で制定されました。これを受けて、この条例に基づいて、今度は市側が、4カ月後の21年7月に京丹後市観光振興計画というものをつくって、これに基づいた施策を進めていると、こういうすばらしい事例がありました。

本当に私どものほうから、今、市長が言ったように、なぜ観光立市横手なのかということ具体的なことを提案できれば、本当、もう少し実のある話ができただけですけれども、そういった計画は確かに大事ですけれども、やっぱり市長の思いで、今おっしゃられたように、横手市がスポーツを持つ力を利用するというか、それに基づくさまざまな施策を行って、市民の元気づくり、市の活性化に結びつけるために立市宣言をすると、そのために計画をつくるんだということが、やはり市長が今やりたいということであれば、私はもうすぐにでもプロジェクトチームなり、あるいは検討委員会といいますか、どういふようなことがいいのかというものを立ち上げていただければ幸いですけれども、本当に、これは何度も言いますが、私どものほうから何もないのに、市長にお願いすることしかないんですけれども、ぜひ今の市長の考え方が具体的な形となるように、そのプロジェクトチームなり、あるいは検討委員会たるものをすぐに立ち上げていただけないものでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 今の京丹後市の例ですけれども、大変すばらしい事例だなというふうにしてお聞きいたしました。早速、本会議終わりましたら調べてみたいなど、参考にさせてもらいたいなど思っています。

これ議員も触れたところでございますが、何と申しますか、単なるスポーツにとどまらない、県もそうですけれども、観光との結びつきを考えたり、いわゆる交流人口というようなとらえ方、私は広い意味で、やっぱりコンベンションだろうというふうに思います。人が集うさまざまな仕掛けそのものが、ハードもソフトも含めてコンベンションだろうと思います。他市でスポーツをコンベンションに位置付けてどうやっているかという事例は、よく承知しているわけではありませんけれども、私から言わせれば、多分議員もそうだと思いますけれども、ほとんど同じものだと、切り口が違うだけであります。このことが、やはり市民にさまざまな、当市の持つポテンシャルと申しますか、可能性を感じてもらえる。こういう難しい時代でありますけれども、さまざまな可能性があるのだと、農業だけない、食材だけじゃない、B-1だけではないいろいろな可能性を秘めた町だということ、やはり市民の、何と申しますか、行くべきさまざまな方向性の1つとして示すことができる可能性が非常に高い分野だというふうに思います。そういう中で、コンベンションという言葉、あえてカタカナ言葉使いましたけれども、そういう切り口で考えたときにどうかということで、実は私いろいろ指示をいたしまして、先ほど申し上げた中学校の東北地区の東北大会なるものを当市で、男女バスケットボール、バレーボール主催にしようと、このことは必ずや地元の中学校、そして高等学校の、その種の振興に必ずつながるということが1つと、もう1つは、多くの地域から多くの方々が選手と一緒に来て来られるということは、町をアピールする絶好の機会になるというふうな観点で、これを指示して取り組んでいただくことにしているわけでございます。そういう視点で物を考えればいろんなことが考えられるというふうに思います。

幸いなのか、ことしは全国の還暦軟式野球大会も当市で開催されます。これなども我々が決してねらったわけではないんですけれども、我々の地域における軟式野球のさまざまな取り組み、あるいは球場整備の状況等々が評価されたものだと思います。そういう意味では、我々がそういう方向に向かっていく意思を明確にすることとハードの体制をきっちりつくって相まっていけば、これは大いなるコンベンションシティとして可能性あるというふうに思っています。そういう問題意識をしっかりと持っているつもりでありますので、どの段階から検討できるかということは、この場でなかなか明言できないところでありますけれども、遅いより早い方がいいのはそのとおりでございますので、大至急考えてまいりたいと思います。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） どうもありがとうございます。

市長からお話もありましたように、まずはソフトのほうを固めて、それに対しての、それを実現するための多目的なツールとしてのやっぱり今度ハード部分、具体的には体育館建設ということでありま

す。これは冒頭の質問でもありましたように、横手市総合計画にはうたっているわけでありまして、行き当たりばったりの提案ではないということは、市長もわかっていただけたと思います。

ただし、やはり財政計画の中で実施計画を策定しないと、なかなかこれは難しい話でありまして、そこできのうの青山議員のいろいろな、体育館だけでなく、ふだんは体育館でしょうけれども、いざとなれば防災施設として役立つと、非常にこれ、一石何鳥にもなるいい話であろうと思います。

ただ、そのときに、きのうの青山議員にもっとしっかり答弁していただいても全然構わなかったわけですけれども、きのうのお話では、まず、私の受けとめた感じでは、とにかく県と協議すると、県にまず横手市の考え方を理解していただく、そういったことから、周辺の沿岸部も含む市町村、隣の大仙も含めて県南としての拠点として、この横手市のインフラ整備の状況、それと交通の要所であるということから横手市が一番だということをもまず訴えて、それから理解を得てから進みたいというようなお話でしたけれども、そのようなことでよろしいでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 内陸における防災の拠点としての位置づけをするためには、当然、県南一帯で、あるいは県も交えて協議することは絶対に必要でございます。そういう中で、内陸の防災拠点として必要とする機能の中に、何と何があって、何が足りなくて、何はいっぱいあるとか、こういう仕分けが必要だというふうに思っています。そういう中で、私どもが足りないと思っている中には、いろいろある中で、備蓄だとか、あるいは単なる備蓄でない仕分けの拠点、あるいは救護、あるいは一時的な避難、さまざまな要求される、ちょうど遠野市が担ってきたような機能をどんなふうに受け持つ体制が必要かということの検討が大事になってくるというふうに思います、そういう提案を我々していきたいなど。そのときに、やっぱり大仙市と連携しながらやっていくことは絶対必要でありますので、内陸の都市として、そこはよく連携とりながらやっていくべきだというふうに思っていますが、そういうふうな段階を経た中で、ですから、1つは、整理して申し上げますと、1点目はとにかく内陸の防災拠点として、その位置と意義をまずご理解いただくためのアクションが、県、近隣自治体に必要だということが1つ、もう1つは、それに対して、我々としては、こんなふうなものを、体制を整備しなければいけない、ソフト、ハードのこんな体制が必要だということをプランニングする必要があるだろうと思っています。その実現に向けては、これは自前でできれば何の問題もないわけでありましてけれども、それがなかなかかなわないとするならば、それに応援していただけるメニューなり、あるいは政策なりを国・県に提案するという段取りになろうかなと思います。そういう意味では、やはり県との連携は欠かせないものがありますし、国の防災担当セクションとの連携、あるいは緊急時に即応体制をとる自衛隊、あるいはもしかしたら国道交通省も含めた対応というのは網羅的にしていかなければならないと思っています。そういう意味では、結構ボリュームの大きい話になりますので、順序としてはそういう順序の中で、しかし同時進行で進めていくことを考えているところでございます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 大方、私が訴えたいところと同じなんですけれども、私は横手市がリーダーシップをとって、横手市が主体となって事業を行うべきだろうと思います。そのときに、今、市長がおっしゃられた段階を踏んだ中で、2番目の中に、横手市がやっぱりさまざまなプランングをしてやっていると、そういうことでありましたけれども、周辺自治体の協力を得て、それでさまざまなことに対して横手市がリーダーシップをとっていくと、プランングも含めてしていくということであれば、けれども、実はお金がない。お金はまずそっちから出してもらって、横手市はそれに足りない部分を出すというふうな話ですと、なかなか周辺自治体も、横手市の覚悟といいますか、本気なんだかという覚悟が伝わるのかどうかちょっと怪しいんじゃないかと思います。

私は、あくまでも横手市がやっぱり主体となってプランングする、その中で、お金の面も頑張ると、その中で、国・県の応援をいただくと、そして、そのためには周辺自治体も、横手市はプランングだけでなく、口ばかり出すんじゃないくて金も出すと、それだったら本気だと、そういうふうなことであれば、周辺自治体も協力せざるを得ないというか、お願いしますというふうな話になってくるのではないかと思います。

ちょっと青山議員から情報を得ましたけれども、周辺の体育館ですけれども、琴丘町にある体育館が大体建設費用が23億だそうです。能代市の体育館が26億、また、秋田市立の体育館、何か宮殿みたいな、あれが38億と結構高い。この体育館機能に防災機能をつけ加えると、どのぐらいのボリュームになるのかはさっぱりわかりませんが、遠野市のやろうとしていた社会資本整備交付金、これは国交省からの交付金のようなものですけれども、市長ご存じだと思いますけれども、これが約事業費の2分の1の補助金であろうと言われております。

さらに、横手市総合計画に載っておりますから、これは特例債事業でも取り組めるものではないかと思っておりますけれども、私、事務方のほうはよくわかりませんが、この2つを組み合わせれば、相手方のお金を当てにするということではなくて、横手市のその覚悟、それとこうなんだと、そのスポーツ立市宣言に基づいて、どうしても体育館も必要だし、さらに防災機能としても秋田県のためにはここが一番いいと、そのための予算は自分たちでこのとおりにつくっているということであれば、もっと実現性が早まる、可能になるのではないかと思います。

今の市長のご答弁ですと、確かに財政的な面から言うとそういうことかもしれませんけれども、主体性をやっぱり持ってやると言っても、なかなかそれが形となってないのではないかと。形となってやるためには、プランングをするための予算とか、あるいはさまざまなことがやっぱり横手市で持つべきではないのかと思いますけれども、その手法の違いだと思いますけれども、いかがですか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 一昨日でしたか、高橋聖悟議員からの質問と相当な根っこの部分でひっかかるところもあるわけでありまして、しかし考え方としては、そういうふうな、今、議員ご指摘のような考え方をする中で、では、高橋聖悟議員が指摘したような部分とどういうふうに折り合いをつけるかと

というような、なかなかこれが難しいところであろうかなと思います。そういう意味では、スクラップ・アンド・ビルドというような考え方も、その中には部分的に必要であろうかと思えますけれども、いずれそういうもろもろのことを考えながら進めるわけでありますが、体育館という話になりましたので、体育館というふうに申し上げますと、体育館つくるために国がお金を出すとは到底考えられないわけにあります。県は第2体育館つくると言えば考えるかもしれないけれども、相当難しかろうと、そういう意味では、フレーム、枠はつくっても、もっと言えば、補助基準に合う部分というのは非常に小さいだろうというふうに思います。仮に30億というお話ございましたけれども、半分の15億だというような話もございましたけれども、防災拠点としての体育館はどういうふうになるか、私もまだ試算はしていませんけれども、いずれ防災拠点としての施設を、平常時に体育館だとさまざまなことに使うとなると、今度オプション部分という形になってくるのかなと、そのオプションをだれがどう出すかという話と二本立てで考えなければならぬだろうというふうに思いますので、その辺の試算というか設計というか絵のかき方、デザインをどうかくかということをもまずする中で、これは市で持たなければいけないよと、それはどれぐらいになるのかと、それは耐え得るのかというような、まず試算をしなければいけないだろうと思っています。そういう中で、その用意が整うならば、それに向かってゴーサイン出るだろうというふうに思いますけれども、なかなか今この段階で簡単に言えるところではないのかなと、今、整理して申し上げましたけれども、そんなふうに考えているところでございます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 私どもの会派は、臨機応変といいますか、その場その場でさまざまな意見を尊重し合うという会派ですので、その中で、よく聖悟議員とお話ししたのは、投資に対する考え方をやっぱり話いたしました。お金というのは、それこそお金で持っていれば一番いいのかもしれませんが、それをいかに投資するか、夢のある話をしていこうと、夢を語ろうと、そういう投資も必要だと、そういう中にはお金にかえられない、横手市民が気持ちが前向きになるような、そのような投資はこれは必要だ。だから、箱物つくればすぐ維持費かかるとか、あるいはお金がないのにまた借金しちゃったと、そういうふうな話ばかりだと、何というか、じゃ、何もしないでただお金をためていけばいいというか、使わないでいけばいいというのも、これは大変つまらないお話でして、ですから、そういう話は、投資に対する考え方というのは、ぜひ市長にもご理解いただきたいと思っております。

その中で、今ここで具体的な、じゃ、何するという話は難しいということでしたけれども、少なくとも今、市長、そこまでおっしゃられるのであれば、立市宣言に向けてのソフトな部分と、さらに体育館建設、あるいは防災機能の情報収集、さまざまな基本設計するためどのぐらいかかるか、そういった全く何も持ち合わせていないままで議論というのはこれも何もない話でして、そういった補正予算を検討されてはいかがでしょうか。例えばプロジェクトチームなり、何か庁内でつくったとすれば、人件費の組みかえですとか、あるいは旅費ですとか、そういった調査に当たるお金ですとか、あとは最終的に基本設計のようなお金が補正予算として上れば、市民はもちろんですけれども、職員の方々、きのう市長

もおっしゃられましたように、みんな市長の答弁を見ているわけですので、向かうという気持ちが具体的な形で補正予算ということであれば、これは大変具体的な姿としてよろしいのではないかと思います。恐らくそういうことに対して、議員からはそれほど歓迎ばかりだとは私は思いますけれども、私の会派としては聖悟議員をちゃんと説得させますので、どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 ひとつよろしく願いいたします。

いずれ具体的な行動を伴うとき、ご指摘のとおり、軽微、いささかであっても、補正予算としてその方向性を示すための予算措置というのはしなければいけないわけでありますので、当然そういうふうなのは表に出る第一段階なのかなというふうに思います。しかし、表に出る前の話も、やはり我々内部としては相当しなければいけないところもございしますので、その上での話になろうかなと思います。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） ぜひ9月議会ころには補正予算が計上されますことを願っております。ぜひ、本当に全国初となるスポーツ立市横手の宣言に向けて取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午前10時55分といたします。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 立身 万千子 議員

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員に発言を許可いたします。

7番立身万千子議員。

【7番（立身万千子議員）登壇】

○7番（立身万千子議員） 日本共産党の立身万千子です。

大震災と原発事故の被害から依然として復旧、復興が進まない中、当横手市では2年続きの豪雪に加え、新年度早々に停電、断水、さらには農業用ハウスや家屋倒壊という暴風災害に見舞われました。そして今、まさに台風4号、続く5号と容赦なく国民に襲いかかってくる大自然の猛威にさらされても、被災した市町村では懸命な復旧作業に取り組んでいる一方で、中央政府は1年以上もたった事故の解明も進めず、原子力の安全性に対する根拠も明らかにしないまま、夏の電力不足をあおる形で関西電力大飯原子力発電所の再稼働を決定しました。

さらに、国民の存在は想定外かのように政府は内部の造反や野党との合意取りつけと、何が何でもあ

したの会期末までに消費税増税を強行しようとしています。どのマスコミによる世論調査でも、依然として6割の国民が増税反対という結果であり、価格に増税分を転嫁できない中小業者は、自腹を切って納税を強いられるため営業が破壊されてしまうと全国商工団体連合会が国会で陳述しました。大企業は、人件費を削るため派遣や請負など外注費に置きかえて消費税負担を減らすことが目に見えており、失業率の増大とともに若者の生きる意欲に大きな影を差すことを危惧するものです。

国民生活を守ると野田首相は言いますが、国民の命を守ろうとはしていないと言わざるを得ません。だからこそ、とりわけ今定例市議会では、まさに私たち市民、国民のセーフティーネットを確保して、地方自治を守るための方策を講じることが喫緊の課題と考え、市長に質問いたします。

まず初めに、国民健康保険税について伺います。

激化する経済情勢のもとで、国保財政健全化計画の最終年度である今年度も、法定外繰り入れを実施し、税率を据え置きしたことを評価するものですが、その上で、次の3点を質問します。

1つ目は、景気の回復が見えず低所得者がふえていることをかんがみ、今後一層国保財政が厳しくなると懸念されます。当市の今後の状況を市長はどう予想されますか、お考えを伺います。

2つ目に、横手市における国保税の収納状況を示す資料によれば、いわゆる国のペナルティーを課せられずに済むボーダーラインを越えて93.09%の収納率であり、平成22年度の93.0%を上回っている一方で、滞納繰り越しの割合は、平成22年度の14.10%から平成23年度の15.43%と高くなっています。そのことから、次の点が懸念されますので具体的な数値をお示しいただきたいと思います。

まず、平成22年度と23年度における短期被保険証世帯数と割合について、そして、平成22年度と23年度における資格証世帯数と割合について、さらに、平成22年度、23年度における国保税滞納により滞納整理機構に回された世帯数、これらをお聞かせください。

秋田県滞納整理機構には、平成23年度から横手市でも職員を派遣するようになり、市県民税、または国保税を長期に滞納した世帯は横手市の所管から県の滞納整理機構に移され、厳しい取り立てにさらされることになりました。市では、できる限り分割納付などの相談に応じるとの姿勢ですが、現状はどのようなのでしょうか。

3つ目の質問です。

ご承知のように、ことし4月5日に改正国保法が国会で成立しました。3年後の平成27年4月から県単位での財政運営にするという広域化を推進する内容に改正されたものです。こうした動きのもとで、市独自の国保財政調整基金を2億円に積み増しする意義があるのか、定率国庫負担が34%から32%に引き下げられることについての市の見解はどうか、医療費が比較的低い状態にある県南自治体の連携で、県の単位化、いわゆる広域化にどう対応していくかなどの疑問が取りざたされております。

私はこの改正国保法の目玉と言われている広域化方針に対し危惧を抱くものです。これは、市町村が住民負担の軽減や福祉施策の拡大をするための一般会計繰り入れは認めず、認めるのは各市町村が収納悪化によって広域組織から割り当てられた保険料の分賦金を上納できなくなった場合に限るという、い

わば分賦金確保のための住民泣かせ、市町村泣かせの施策ではないかと考えるからです。市長はこれをどうとらえていらっしゃるでしょうか、お答えをお願いします。

次に、生活保護の問題についてお尋ねします。

最近、高額所得の芸人の母親が生活保護を受給していたことをきっかけに生活保護の不正受給が問題になっています。さまざまなマスコミ報道が流れていますが、私たちは、まず日本の国の実情を確認する必要がありますのではないのでしょうか。

そもそも民法877条には、おじ、おばなどの3親等まで扶養義務があるとしており、諸外国とはかけ離れて厳しいものになっています。現行の生活保護制度では、夫婦間及び中学生以下の子どもと親の関係以外は扶養義務者に仕送り等の扶養能力があつて、かつ扶養する意思がある場合に限って扶養義務が生じるとし、生活保護を受ける本人と扶養義務者の話し合いで決めることになっています。

援助する金額について、福祉事務所と扶養義務者の話し合いがつかない場合、福祉事務所は家庭裁判所に援助額を定めてもらうことができます。生活保護受給者は、厚生労働省の資料によると、ことし3月、210万8,096人となり、昨年7月の205万495人から、わずか8カ月間で5万人以上の増加と過去最多となり、現在も更新中とのことでした。

受給者で最も多いのは、65歳以上が4割で、乏しい年金がその背景にあり、また15歳から64歳までの働ける年齢層、いわゆる稼働年齢層でも、非正規労働で低賃金や派遣切りなどにより貧困に陥っていることが分析されています。それでも日本の受給率は諸外国と比べ極めて低く、利用率はドイツやイギリスが9.7%、日本が1.6%です。しかも、収入が生活保護以下と言われる世帯のうちの2割弱しか受けていないのが実態です。

不正受給というのは、故意に収入や資産を隠し、少なく申告するなどして生活保護を受けることであり、絶対にあつてはならない許せないものであつて、そのような不正な受給には厳しい姿勢で臨むべきだと思います。しかし、その実態を見きわめるに十分な組織体制、特にケースワーカーが不足していることが全国的に問題になっています。

1点目に、こうした状況を踏まえて、横手市の実態について伺います。

平成24年度当初の見込みでは、700世帯975人の受給というふうにしていましたが、最近の状況を次の点についてお知らせください。

まず、15歳未満の子どもの数は何人でしょうか。そして、15歳から64歳の稼働年齢層の数は何人でしょうか。さらに65歳以上の人数は何人でしょうか。加えて、お一人で暮らしている単身者と、それから母子家庭の数もお知らせください。

次に、昨年1年間の実績から必要とされるケースワーカーの人数と、一人のワーカーが担当する平均ケースの数をお尋ねします。また、就労支援員の実態と昨年1年間の実績として就労に至った件数をお聞かせください。そして、これを踏まえて、ワーカーが本来の業務を遂行できるに足る環境になっているかいないか、市長のお考えをお聞かせください。

次に、経済的、日常生活、社会生活、この3つの自立支援プログラムについて、市の方針をお尋ねします。

すべての生活保護受給世帯は、自立に向けて克服すべきさまざまな課題を抱えていると考えられ、国は平成17年度に被保護世帯と直接接している地方自治体が被保護世帯の現状や地域の社会資源を踏まえ、自立、就労支援のために活用すべき自立支援プログラムを策定し、これに基づいた支援を実施すべきこととしました。

ご承知のように、自立というのは経済的な自立だけではありません。この自立支援プログラムは、就労による経済的自立のためのプログラムのみならず、身体や精神の健康を回復、維持し、自分で自分の健康、そして生活管理を行うなど、日常生活において自立した生活を送ること、及び社会的なつながりを回復、維持し、地域社会の一員として充実した生活を送る社会的自立を目指すためのプログラムであるというふうに考えます。横手市においては、就労支援員の業務推進というプログラムのほか、どのようなものを用意して生活保護受給者の抱える多様な課題に対応していこうとしておられるのかお聞かせください。

最後に、災害対策、特に緊急告知FMラジオについて質問します。

これについては、昨年度3月の補正で6,140万7,000円の予算が充当されました。過疎債ソフト事業分の拡大による平成24年予定事業の前倒しということでした。合併以後に行った私の一般質問に対し、全市に防災行政無線を配置するには30億円が必要であり見通しが難しい、なので、コミュニティFMラジオを活用させてもらう方法で防災施策を進めるというお答えをいただきました。かくして5,000台を3月29日から4月1日の約1カ月間、増田地域と平鹿地域、そして4月下旬に十文字地域を市内の家電業者さんが配付された経緯があります。本議会に11月配付予定の7,800台と外部アンテナ2,500個分、6,958万9,800円の予算計上が提案されました。この緊急告知ラジオは、災害発生時には効果を発揮するものと私も評価しますが、これまでの配付結果による到達点と今後の課題をどう総括されておられるかお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。

今、国会は、私たち国民の命と暮らしにとって正念場を迎えています。与野党の攻防ではなく、真に国民の側に立って施策を講じるべき重要な局面であるとき、地方に住んで直接住民、国民に接して責任を持つ私たち地方行政、地方議会は、ただ手をこまねいて法律が制定されるのを待つのではなく、せめて地方自治体でできることを一つ一つ実践していかなければ国民の暮らしは崩壊してしまうのではないかと危惧します。社会保障を充実させる条件として消費税を増税させるというように、あめとむちを駆使する国の巧妙な制約を鋭く見据えなければ、地方分権の名のもとにますます地方自治体に負担が押しつけられることが懸念されます。市長は、今こそ市民の生活を守るために踏ん張って施策を講じてくださいますよう切に要望して質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 3点お尋ねがございました。

まず、1点目の国民健康保険税についてでございます。

その中の1点目でございますけれども、国民健康保険事業におきましては、加入者の高齢化と低所得者の増加が全国的な問題となっておるところでございます。当市の平成23年度における65歳以上の前期高齢者制度に該当される方は9,184人で、加入率は35%であります。その医療費は、一般被保険者の51%を占めている状況であり、年々増加いたしております。また、すべての国保世帯のうち、半数以上が国保税の軽減世帯となっており、変動はあるものの所得の減少が続いている状況であります。

このような中、健康の保持増進を図るために健康の駅事業や生き生きサロン事業などを展開し、医療費の抑制に努めているところであります。今後とも医療費適正化対策を推進し国保事業運営の安定化を図ってまいりたいと思います。

この項の2つ目、滞納繰り越しがふえていることについての3点のお尋ねがございました。

1点目の短期保険証の交付につきましては、平成23年度は1,098世帯で交付割合は7.1%となっており、22年度と比較して29世帯、率にして0.1%減少しております。

2点目の資格証明書の交付につきましては、23年度は172世帯で交付割合は1.1%となっており、22年度と比較いたしまして27世帯、0.2%減少しております。

3点目の平成22年度と23年度における国保税滞納により秋田県地方税滞納整理機構へ引き継いだ世帯数であります。平成22年度は6世帯であり、23年度が75世帯となっております。滞納整理機構は、滞納整理の推進と市町村の徴税吏員の滞納整理技術の向上を目的として平成22年4月に設置されております。

当市では、滞納が発生した場合、滞納者への督促、催告、納税交渉、納税指導、必要に応じて預貯金の差し押さえなどを実施し収納率の向上に努めております。しかしながら、十分な収入や財産があるにもかかわらず、納税意識が希薄で再三の催告や差し押さえ予告に対して、連絡もなく納税相談にも応じない滞納者については滞納整理機構に引き継ぎし滞納整理を行っております。引き続き国保財源確保のため収納率の向上を目指すとともに、資格証明書交付世帯への戸別訪問など実態の把握に努め、今後とも適正な運用を図ってまいります。

この項の3点目、改正国保法についてのお尋ねでございます。

この改正の内容は、国庫負担の割合を引き下げて県の調整交付金を増額することと、保険財政共同安定化事業をすべての医療費に拡大することが大きな改正点となっており、国保財政の都道府県単位化を推進しようとするものであります。現在の制度そのままで国保財政の広域化は、医療費や収納率、また保険事業における市町村の違いをどのように調整するかという問題を抱えております。市といたしましては、県南地区国保協議会や平成22年度に開始された国保広域化研究会の場で、この改正法を含めた今後の事業運営のあり方について議論を深め、国保東北大会や国保制度改善強化全国大会などを通して、

国や県に国保財政の安定化を図るための施策を要望していきたいと考えております。

大きな2つ目の生活保護の問題についてのお尋ねでございます。

その中の1点目、市の実態についてのお尋ねがございました。

当市の生活保護につきましては、平成24年5月末現在、保護世帯が684世帯、保護受給者が920人という状況であります。保護受給者の年齢構成は、ゼロ歳から14歳が60人、15歳から64歳が460人、65歳以上が400人となっております。平成17年の合併時と比較いたしますと、世帯数で242世帯、人員で312人増加いたしております。また、保護世帯の内訳といたしましては、高齢者世帯が303世帯、障害、傷病世帯が149世帯、母子世帯が20世帯、その他世帯が212世帯となっております。全体のうち単身世帯は526世帯となっております。

実施体制につきましては、国ではケースワーカー一人当たりの標準受け持ち件数を80世帯と定めておりますが、当市では、査察指導員2名、ケースワーカー8名で対応しており、ケースワーカー一人当たり86世帯ほど受け持っている状況であります。

就労支援専門員は2名配置しており、保護世帯の就労意欲の向上など積極的な支援を行った結果、平成23年度においては、就労により補助額が減額になった世帯が38世帯、保護廃止になった世帯が16世帯となっております。

ケースワーカーの業務状況であります。面接相談対象者の増加に伴い、新規の保護申請にかかる訪問調査や資産調査及び扶養履行の調査などの業務も増加しております。このような状況であります。保護世帯への訪問活動については、民生児童委員や関係機関と連携を図りながら、より効果的な自立支援や指導に努めてまいりたいと思っております。

この項の2つ目、支援プログラムについてでございます。

生活保護の自立支援プログラムは、被保護者の抱える多様な生活課題に対して、個々のケースワーカーの技量に依存するのではなく、実施機関が組織的に支援することを目的といたしております。当市では、自立支援プログラムを策定し、平成19年2月1日より実施しております。被保護者の生活実態や能力に応じた援助方針に基づき、横手市被保護世帯若者就労支援プログラムなど5つの自立支援プログラムにより支援を行っておるところであります。

大きな3番目の災害対策、特に緊急告知ラジオについてのお尋ねでございます。現在、市におきましては、災害の際に、市民の皆様への迅速な情報伝達手段の1つとしてコミュニティFMが有効であると考え、その活用を中心に進めております。防災行政無線については4地域で稼働中ですが、将来的には順次コミュニティFM放送へ切りかえていくことになるものと考えております。

防災ラジオにつきましては、1万2,800台の配付事業を実施中ですが、携帯電話3社の災害時緊急速報メールの運用などとあわせ、迅速な情報発信ができる体制を整えております。基準の年齢に達するなど、新たに対象となった方への防災ラジオの配付は今後も進めてまいります。しかし、災害時も含めコミュニティFM放送は市販のラジオやカーラジオなどでも受信できますので、市内すべての世帯

への配付や新たに購入した際の助成などは現在のところ考えておらないところであります。

なお、ラジオの配付については、市内の電気店に委託して実施しており、配付に際しての説明会を2回開催しております。また、配付作業については、さまざまな課題を随時電気店や放送局と協議し、対策を講じながら進めているところであります。市民の皆様に対しましては、地域に密着した情報を速やかに提供できるコミュニティFM放送の有効性を踏まえて、災害時に限らず、日ごろから行政情報を得られる身近な手段として放送を聞いていただけるよう、あらゆる機会をとらえてお知らせをしてみたいと思います。

以上であります。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） 答弁ありがとうございました。

順次、今、回答いただいたのと、昨日の齋藤光司議員へのお答えも含めて、私の疑問をこれから申し上げたいというふうに思います、なるべく重複しないようにします。

今、ずっと現状を国保についてですけれども、伺ってまいりました。私が思っている広域化という問題は、今、私が述べたとおりですので、そこで、今の市長のお答えも、現状での広域化に対しての問題はいろいろあるというふうに認識していらっしゃるんだなというふうに思いました。それで、市長が提唱された広域化研究会というところでいろいろ協議をしていらっしゃるのだなというふうに受けとめていますけれども、とにかく4月にもう法律は改正されてしまいました。その意図する広域化というのは、見れば見るほど非常に問題だなというふうに思うのです。

皆さん一番ご承知だと思いますが、大阪府や埼玉県でもう先行でやられています。そこは都会だからこっちの田舎とは違うということはある得ない話であって、特に、じゃ、横手市でこれからそれをどうしていくのか、この法律が決まった、それに対して働きかけて、何とかこれをやめてくれということはなかなかできない。でも、その中で国に対して呼びかけていく、働きかけていくのと、この制約の中で、じゃ、横手市としてはどのように市民の負担にならないようにしていくのかというのが課題だということで私たちは共通していると思うんです。

そこで、まず、一番の国保の問題点というのは、国庫負担をどんどん下げているということは皆さんご承知だと思います。平成2年に36%、国の総額でいえば国庫負担がそれだけあったのに、今はもう本当に20%台になってしまう。これからもっともっとそれがいく。ただ、単純にどんとやれば、必ず国民からの反発があるからというので、いろんな今言ったような数値の巧妙なやり口で攻撃しているというふうに私は受けとめています。

1つには健康の駅なり、あとは保険活動ということで、医療費を抑制するためのやり方を、まず横手市でできることというのはそれが一番だと思うんです。それを横手市でやっている、だから光司議員が言ったように、そこが抑制されて成果になったというふうに私も思いますが、それが県単位になりますから、やっぱり広域でそれをどんどん組織的に医療費抑制の施策をやっていかなくちやいけないという

ふうになるわけですね。そういう意味では、医療費抑制についての広域化研究会で、横手市だけじゃなくて、どのようにこれからやっていこうということを提唱して検討なさっているのかというのを、簡単にいいですから教えていただけませんか。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 広域化の課題でありますけれども、最初に国の関係ですけれども、今回の国保改正の中では、国の負担率を低くして県の負担率を上げたということは、今の議員のご指摘のとおりですけれども、その詳細については、まだ連絡がありません。今の制度の中で、横手市ができることということで議員からお話がありましたけれども、横手市は独自の方法として健康の駅とか生き生きサロン等を、それから保険事業を積極的に推進しながら皆さんの健康保持に努めて保険料を抑える努力をしています。

県の中でのその広域化の活動ですけれども、平成21年に市長からの発案もありまして、県内のその広域化の活動をしております。昨年度、県内全体の国保事業の全体像が明らかなる報告書が出されました。横手市のような保険事業を展開しているところはなかなかないようですので、今年度から改めて全県にその活動を呼びかけながら、全県的な活動となるようないろいろ協議を進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） ぜひよろしく願いするとともに、あとは保健師さんたちが、結局、特定健康指導、そういうところに特化されつつあるというのは全国的な課題なんですけど、だけれども、それだけやっているのが保健師さんの仕事じゃないわけですね。だから、それについてこれからも組織を見直す、より市民の健康を維持増進するためにそれを固定しないで、保健師さんたちの活動をしやすいようにすることもやっていただきたいというふうに思いますけれども、たしか毎年そういうことでは検討していらっしゃると思いますが、保健師さんたちをどのように地域局、本庁というところの連携をとるのも含めて、これからの方向性として、私たちに言えることはどこまでかわかりませんが、その方向性を伝えていただきたいと思います。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 まず、保健師の詳細につきましては、保健師ばかりではございませんけれども、健康推進課において、まず特定健診以外にも受診率を向上させると、受診率を向上させて、そこで精密検査が必要といった場合の精密検査の再検の受診率を向上させるというような指導を徹底していくというようなことで、40歳から特定健診始めますので、40歳をターゲットにして、そこの部分のところでもかなりまずプッシュをすると、その後40歳以降、ずっと健診率が上がっていくのではないかとということ、まずそこをターゲットでやっていこうということを進めております。

あとは、包括支援センターのほうにも保健師がおりまして、そこのところで介護予防というふうなこ

とで、まずすべての対象者について調査をしながら、その分、本務等も交えながら指導していくという体制をとろうということで現在行っているところであります。

以上であります。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） はい、わかりました。

大体細かいことは、次の委員会でいろいろ伺いたいと思いますが、まず市長に、これ提案というか、お願いなんですけれども、その広域化研究会において、いろんなところでの研究会なり集まりがあるというふうに今おっしゃいましたけれども、国庫負担をせめて元に戻すということを求める意見書、議会でも、それから市長会、議長会、自治会、いろんなところで国に上げていますが、まず、そのところでどんどんそれを上げていただきたいということをお願いします。

次に、生活保護のところに移ります。

今お答えいただいたとおりなんです、やはりこの数字は何でかという、結局、小さい子どもたちが貧困のスパイラル、格差がどんどん広がって、そこから抜け出せないでいるというのが全国の生活保護世帯の実態だということが挙げられています。

その14歳以下の子どもたちというのは、勉強になかなかついていけない、塾に行くお金もなかなかないというようなこともありまして、その自立支援プログラムの中では、受験対策で、ボランティアで、その生活保護世帯の子どもたちの勉強を見てあげるといようなボランティアもあるので、そこで子どもたちがどれくらいの割合でいるのかということ伺いました。そして、稼働年齢層は460人いるということなんですけれども、そこで自立支援プログラムということについて伺いますが、今のお答えで、若者就労支援、障害者、中高年、それから金銭管理向上プログラム、それから多重債務等の改善支援プログラムという、この5つのプログラムを横手市ではこれを実行しているというふうに伺いました。大体、金銭管理、多重債務については、私もこの1年間ぐらいは本当によく寄り添ってくださって解決していくということを目の当たりにしましたし、すごいなというふうに思っていました。これを見ると、若者就労支援、あと障害者、特にこの2つについて、状況を具体的にお知らせいただきたいと思います。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 若者就労支援につきましては20年度から就労支援をしております、20年度は参加者が11名、それから就労の達成者が7名、それから21年度が参加者19名、就労達成者が12名、22年度が参加者が21名、達成者が15名、23年度は参加者が10名、就労達成者が5名というような状況でございます。

大変失礼いたしました。障害の場合は、ちょっと人数的に少なくなるわけなんですけれども、20年度は参加者が1名で就労達成者が1名、21年度が参加者が4名で就労達成者が1名、22年度が参加者が4名で就労達成者が1名、23年度が参加者が1名で就労達成者が1名というような状況であります。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） ありがとうございます。

これはきめ細かにやっただけだというのとはわかります。これ、何で聞くかという、国が17年度に全国にお達しをしました。それについて、いろんなところで横手市以外にもやられています。例えば横浜市とかは、特に子どもたちに対する勉強を見るということがすごく有名になっています。どこのネットなりいろんなところを見ても、すごいというのが釧路市なんですね。釧路市における自立支援プログラムというのは、国で経済的だけではなくて、日常生活、社会生活も全部ひっくるめて初めて自立と言えるんだという国のそういう方針を受けて、非常に苦労したということが述べられています。私どもは7月に視察するので非常に楽しみにしているんですが、当局でも何年前に行かれたそうで、あした具体的には伺おうとは思いますが、それで、多分それも含めて、このような5つのプログラムを実施するに当たって検討されたんだろうなというふうに思いますけれども、もう1つ踏み込んでいけば、釧路市の場合は、いろんな民間会社やNPOなどのボランティアも全部一緒になって、もちろん民生児童委員もそうですけれども、まずお金をもらうまでに至らないワンステップとして、いろんな草刈りだとかごみの収集だとか、あとコミュニティレストランに行くとかというようなことをやっているそうです。それに対して、やはりいろんな問題はあったそうです。強制的に労働させるのかというようなこともあったらしいですが、それが一人一人のワーカーさんと、それからサポートするボランティアの人たちと一緒に取り組んだということなんですけれども、そういう意味で、横手市では経済的な自立支援のほかに、例えばそういう就労に至らなくても、社会生活として、例えば勉強を見ることもそうなんですけれども、地域貢献活動プログラムというふうに、言葉はたやすいのですが、そういうようなプログラムについての実践とかというのはなかったんでしょうか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 現在のところそのようなプログラムについては実施していない状況ではございますけれども、ただ、現在厚労省のほうでも、やはり生活保護がさまざまな就労支援にいくまでの間のプロセスが必要だというようなことで、政令指定都市等を中心に、やはりモデルケース的なものを実践しているというようなことでございまして、先ほど申された釧路もそうですけれども、横浜とか京都では、やはり日常生活の自立の支援、社会的自立の支援、それからさまざまな中間的就労、それからボランティア等に参加しながら、最終的には就労自立をしていただくというようなメニューでやっておられるようです。こういう政令指定都市の場合は、保護世帯も相当な数に上っております、それをまず専門に行う要員もおると、それから、また社会的資源として、これをバックアップする、先ほどの学習支援もそうですけれども、バックアップするようなNPOであるとか、そういうボランティア組織であるとか、企業であるとか、そういうのが充実しているというようなことでございますので、そういうちょっと社会資源の背景の違いもございまして、まずこういうことも今後は考えていかなければいけないのではないかとこのように思っているところでございます。

以上です。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番(立身万千子議員) ありがとうございます。

受給世帯が全部とは私は言いませんけれども、やはり、それまでの受給に至るまでの生きざまという生活習慣、生き方がやはり下地になっています。ですから、どうしてもアルコールに依存する人、あとは精神的な疾患が見られるという人たちがいらっしゃる。それに対して、一律に、一概に仕事に行こう、ハローワークに一緒に行こうと言っても、これはせつかく仕事についても長続きしないという現状があるわけです。そういう意味では、ぜひこの横手市においても、経済だけじゃなくて社会生活まで全部自立できるようにしていかなければ、根本的には解決できないんだということを申し上げたくてだったんです。そのために、やはり今国の基準が80人ですね、1ケースワーカーさんに対して。ただ、一人の人が1つのケースだけじゃ本当はないですね。もう医療扶助から生活扶助からいっぱい問題抱えて、今の世の中ですからいます。ですから、1ケース一人、まず6人家族だったら、6人掛ける3つか4つでも30ぐらいのケースがあるわけですね。でも、それを一人で抱える。だから、今、一人のケースワーカー86ケースといっても、実はもうその3倍ぐらいの量、質をこなさざるを得ないというのは、私たち見ていてわかります。ですから、そういう組織体制の強化というのが必要だと思うんですが、今のところ、おとしですか、ふやしていただきましたし、あと、必ず地域局の市民福祉課の職員さんたちと一緒に رفتりということはしていらっしゃいますが、そここのところを含めて、少なくともワーカーさんが86件だからいいじゃないかというのではないんですね。国の基準自体も非常にオーバーワークなわけですから、そこを1つでも超えたならば、少なくとも定期の異動時でも、その基準内になるようにというふうにはワーカーさんの増員をお願いしたいというふうに思いますが、その方向性はどうでしょうか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ケースワーカーの人数につきましては、20年当初は6名、それから保護世帯がふえたということで、21年度は7名、それから22年度からは8名という体制で行っております。このほかに査察の指導員2名という体制で、まず行っているわけでごさいます、かなりそのケースワーカーの負担はふえているわけではごさいますけれども、今のところ一生懸命頑張ってもらっておりますので、まず、この体制で頑張っていきたいというふうに考えておるところでごさいます。

以上です。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番(立身万千子議員) ありがとうございます。ぜひお願いします。

なぜこれこだわるかという、今、不正受給から全国的に取りざたされてきました生活保護なんですが、その前からずっと国はお金を出さない方向に来ています。今、その生活保護基準の検討がずっと始まっているときに、私たちは不正受給を懲らしめれば、それで事が解決するんだということは絶対に思えないんだということを申し上げたかったんです。就学援助もそうです。最低賃金もそう、それから年金もそうですが、全部生活保護がナショナルミニマムになっていますね。そういう意味で、私たちはそ

れを、対立するんじゃないじゃなくて一緒になってそこを考えていかないと、保護受給者じゃない全部の国民にかかわってくることなんだということを、まず肝に銘じたいと思います。

次に行きます。

FM告知ラジオのことですが、市長からのご答弁をいただきまして、まずいろんな民生委員さんたちの協力を得ながら電気屋さんに配付をお願いしているというふうに伺いました。やはり壊れるとどうすればいいのかわからないから電気屋さんに行く、それは当然だと思います。ただ、電気屋さんたちが行く、名簿に沿って行くけれども、特にいなかった人だとかというのがすごく多かったと、それから、高齢者のひとり暮らしで、おれおれ詐欺とかがいっぱいあるので、非常にかたくよろいを着ているわけですね。これは当然ですが、だから何を押し売りに来たというふうに構えられてしまうということも多々あったというふうに伺いました。そのために説明会なり会議をしているというふうにおっしゃいましたけれども、私はやはり、周知が回覧板というふうに書いてありましたけれども、それでは足りないからだと思うんです。ですから、地域局でボンと出したって、やはりそれは届きません。こっちで言った、言った、説明したと言っても伝わっていないからこんなふうになるんであって、そのためにはどうすればいいのかというのをやっぱり真剣に考えないと、これからずっとまたやっていくわけですから、相当腹をくくって考えていかないといけないと思うんです。そのためには、やはりかぎになるのは、私は地域づくり協議会じゃないかなというふうに思います。

私、横手地域しか傍聴していないので、増田、平鹿、十文字でも配付されたところの地域局では、地域づくり協議会で十分議論をなさったのであろうというふうに思いますけれども、やはりその地域づくり協議会では地区会議の代表の方がいらっしゃる、地区会議には各集落、町内会というところが組織されているわけですから、やはり行政が取り組むには、まずそこが先だというふうに思うのですが、市長はどうお考えですか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいまご質問にありましたそのFMラジオを配付する周知のことをございますけれども、議員おっしゃるとおり、正直申し上げて不足の部分はあったというふうに認識してございます。そのために要らないご心配をおかけした部分も、それもあったというふうに考えておるところでございますけれども、電気屋さん、実際にお回ししているわけですが、その中での個々のケースが発生した場合については、その都度協議をいたしまして、それを皆さんに知っていただきながら、少しずつではありますが改善してきたというところでございます。

また、この後、後半の部分が始まるわけですが、それにつきましては、電気屋さん、実際に配付される方はもちろんですが、周知の仕方についても、ただいま一生懸命協議をさせていただいているところでございますし、自分たちのアイテムだけで足りないとすれば、ほかのアイテムの活用なんかも考えながら進めていきたいというふうに思っております。

それから、地域づくり協議会さんのお話ということでございましたが、今、議員からご指摘ありま

したが、増田、平鹿、十文字、前半の部分につきましては、大変申しわけありませんが、その部分での説明はなかったというふうに記憶してございます。1つは、その3つの地域だけだったというのもございますし、そういう面では、私どもこれからの配付の計画の中では、地域づくり協議会さんと配付の計画が全体終わった、あるいは配付がある程度めどが立った時期を目安にして、この防災ラジオの活用の方法も含めてぜひともお話をさせていただきたい。それから、ご意見をちょうだいしながらあるべき姿と申しますか、これの活用の有効な方法についていろいろとご意見をちょうだいし協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時10分といたします。

午前11時50分 休憩

午後1時10分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 小 沢 秀 宏 議員

○佐藤清春 議長 13番小沢秀宏議員に発言を許可いたします。

13番小沢秀宏議員。

【13番（小沢秀宏議員）登壇】

○13番（小沢秀宏議員） ニューウェーブの小沢です。

今回は3点について一般質問いたします。

実はきのう議会が終わりましたすぐ、小さな菜園ですけれども、もう相当強い風が来るということで畑に行ってみましたら、もう近所の持ち主もみんな来まして、それぞれナス、キュウリ、トマトに風に備えた作業をしていました。私もずっとテレビを見ていましたけれども、今回は時速60キロぐらいの速球で責められるだろうと思ひまして、バットを短く持って構えていましたけれども、野球にはシンカーとシュートというそういう球がありまして、見事に今回は助けられました。本当に雄物川町はスイカの産地でありまして、今やっと玉っこになったのが風にやられると、もう大変だという話聞いていましたので、ずっと2時ころまでテレビ見てまして、ああこれで助かったな、助けられたなと、そういう思いで、備えれば憂いなし、今回はやっぱり4月のあの風といいますか、市民の皆さんはそれぞれ自分でできることは自分で対応したと、こういう結果になって本当によかったと思っています。

それでは、最初に、解体工事の入札方法についてということの質問をさせていただきます。

昨年、雄物川町の三吉山荘、落札価格が30%台でありました。先般の雄物川中学校の予定価格が1億4,612万2,600円でしたけれども、落札価格が6,490万、40%台でありました。いろいろ聞いてみました。

調べてみました。公共事業では70%が限度だと、そういうふうに言われているようであります。当該契約の内容に適合した履行を確保できるのか、私は甚だ疑問を持っています。

正直、今、建設業界も非常に厳しい。昨今、廃業せざるを得ない業者が増加していると聞いています。そういうことでも判断できると思います。したがって、解雇になり失業され、困っている人も多いのではないかと心配しています。

まず、なぜ今回このような1億を超える工事なのに、最低限度価格が設定されていなかったのか。それから、今回に限って入札指名業者を限定したのか。それから、この入札が横手市低入札価格調査制度実施要綱に当てはまるか否かお尋ねしたいと思います。

次に、空き家条例と空き地対策についてであります。

空き家等の適正管理に関する条例が施行されますと、老朽化し倒壊等の危険性が高い空き家の所有者に適正な管理を促すことで安全・安心の確保、生活環境が保全されると思います。しかし、空き地となった土地対策も必要ではないかと私は考えています。蛇、アメシロ、カメムシ、小動物、または木の枝、場合によってはごみ捨て場などの諸問題が生じる恐れがあるのではないのでしょうか。よく市民の方々に、だれに連絡すればいいんだすべ、どこが対応してくれるのでしょうかが問題であると思います。私は空き地対策も必要と思いますが、どのように考えていらっしゃるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

3つ目、危機管理、人為災害と自然災害後の市の対応について、4点についてお尋ねいたします。

1点目、毎年発生している冬期間の除雪作業等の事故、特に100対零の対応について、事故の当事者、いわゆる加害者への対応について、当然保険で対応されているようですけれども、この保険の支払いは毎年同じ額で支払っているのか、それもあわせてお尋ねしたいと思います。

2つ目、調べてみますと、23年度は平鹿地域局では事故がなかったんです。どのような対応がなされていたのか、ぜひ伺いたいと思います。

3つ目、自然災害の補償の決定は保険会社だけなのか。

4つ目、事前に危険と通告していた市所有の水銀灯倒壊事故について、ほかに私は市道にたくさんの水銀灯があったと思いますけれども、なぜ1カ所だけ倒れたのか。その後の市の対応はどうであったか。

以上の4点についてお尋ねいたします。これで壇上からの質問を終わります。

ご清聴ありがとうございます。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 3点お尋ねがございましたが、まず1点目でございますが、解体工事の入札方法についてでございます。

昨年度施工されました三吉山荘解体工事につきましては、横手市建設工事入札参加資格者名簿の解体工事に登録されている29業者のうち参加申し込みがありました11業者により受注希望型指名競争入札を行った結果、落札金額は1,039万5,000円で落札率は26.08%となったところであります。この案件を含

め、平成23年度の解体工事は4件ありまして、落札率は26%から55%になっておりますが、いずれの工事の完成検査においても適正な施工状況でございました。

解体工事の入札参加資格につきましては、解体工事施工技師を1名以上有し、かつ一般土木、建築一式またはとび・土工・コンクリート工事のいずれかに登録されていることを条件といたしております。旧雄物川中学校の解体工事の発注につきましては、設計額が1億4,621万2,500円の大規模工事であることと工期が限定されていることから、設計額4,000万円以上の一般土木、建築一式工事の発注基準に倣いまして、解体工事に登載されている業者で、かつ一般土木工事の格付A業者、または建築一式工事の格付A業者に登載されている業者を入札参加条件としたものであります。

最低制限価格と低入札価格調査基準額につきましては、著しく低い入札価格による工事成果品の品質低下と下請業者への影響を防止するために設定いたしております。しかし、解体工事につきましては他の工事と異なり、廃棄物処理等には法令遵守の配慮が特に重要であるものの、品質確保すべき成果品がないことから最低制限価格などは設定いたしておりません。また、全国的は、これまで設定していた最低制限価格を撤廃する自治体も見受けられるところであります。今後も地域の現状を踏まえながら、公平性、透明性、競争性の確保に努め、入札契約事務を執行してまいります。

2つ目の空き家条例と空き地対策についてであります。

横手市空き家等の適正管理に関する条例の施行後、市では市民の皆様からの情報などを参考にしながら、老朽化が進む危険な空き家の管理について所有者に助言、指導を行っております。この条例においては、空き家解体後の空き地の管理までは規定しておりませんが、管理が行き届いていない空き地については、横手市環境保全条例に基づき、その所有者や管理者に適正に管理していただけるよう改善を促してまいりたいと考えております。

なお、今議会に補正予算を計上しております老朽危険空き家対策事業においては、解体後の空き地の管理人を届け出ただけで、雑草の繁茂や廃棄物の投棄などがないよう土地を適正に管理していただくことを補助金交付の条件としております。

今後とも、空き家の安全対策とあわせ、空き地の管理についても周囲に悪影響を及ぼすことのないよう生活環境の保全に努めてまいりたいと思います。

3番目につきましては、それぞれ担当のほうからお答えさせていただきたいと思います。

以上であります。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 3点目の質問の中のさらに3項目につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

今冬の除雪車の作業中の事故は7件発生してございまして、停車中の車、あるいは民家の塀の物損など市職員に100%の過失がある事故につきましては6件となっております。事故が発生した際の当事者の対応でございまして、周囲の危険防止対策を実施しながら、けが人がおられた場合につきましては

救護を行い、そしてまた警察署へ連絡するものでございます。その後、保険担当へ連絡するための事故速報を管財課に提出している状況であります。また、同時にでございますが、発生後、速やかに所属長に対しまして報告をいたし、詳細な内容、それから所属長の対応、当事者の反省点等を記載した交通事故報告書を総務企画部長、同時に財務部長に提出をいただいております。

管財課では、相手方及び保険加入している市有物件災害共済会との連絡をとりながら、保険支払額あるいは損害賠償額を決定しているところでございます。

事故の当事者と所属長は、全面的な過失がある場合、改めて相手側のほうへ赴きながら謝罪をしているところでございます。

その事故の対応、あるいはその過失の度合いによっては、横手市職員の懲戒処分等の指針により、処分、指導を行っておるところでございます。また、同時に庁内掲示板を活用しながら除雪車を含めた公用車、あるいは個人が所有している車の安全運転の励行について注意喚起を呼びかけているところでございます。そしてまた、横手警察署の協力を得ての交通安全研修会の開催などを実施し、職員の安全運転の徹底を図っておるところでございます。

次に、自然災害の補償の決定の関係でございますが、保険会社の意見等を参考に市で決定するわけでございますが、市側の管理に瑕疵があった場合につきましては、国家賠償法第2条により賠償責任が発生するもので、通常の管理の範囲内において想定を超えた自然災害による事故の場合は、賠償責任は発生しないものとなっております。

去る4月4日倒壊しました水銀灯、今回の場合はこの1基だけでございましたが、昨年9月に消灯している、いわゆる水銀灯が消えているというふうな通報を受けまして、現地確認をした際に、腐食については、倒壊の危険があるのではないかとというふうな指摘を受けたところであるというふうなご報告をいただいております。立ち会った職員は、その時点では、腐食については確認したものの、今すぐ倒壊するものではないというふうな認識であったというふうに伺っています。電球の交換のみを業者に依頼したところ、業者から修理不能との報告を受け、24年度中には何とか建てかえをしなければというふうな考えでおったようでございます。こうした中、予測できない暴風が発生いたしまして、この水銀灯が倒壊したわけでございますが、その結果、道路向いの水道施設用地に駐車してございました車を直撃いたしまして破損させたものでございました。

この対応につきましては、顧問弁護士の見解を伺いながら、保険会社のアドバイス、そうしたものも含めまして、関係部署で協議を行った結果、市に賠償責任はないというふうな結論に至ったところでございます。

市担当職員が被害者の方にその旨を回答したところでございますが、これが電話での対応であったということで、その点につきましては十分反省しなければならないというふうに思っているところでございます。今後、この点につきましては、指導を徹底してまいりたいというふうに思っております。

このたびの災害による事故につきましては、暴風というふうな大変な予見ができないようなもので

ございましたので、市といたしましては賠償責任はないものと判断したところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 平鹿地域局長。

○眞田正照 平鹿地域局長 2つ目にご質問ございました、平鹿地域局では除雪業務での事故がなかった、どういう対応をしたかというご質問でございました。

平鹿地域局では、職員が4名、それから冬期の非常勤職員が39名ということで、直営で除排雪を行っているところであります。総延長が170キロ弱ということでございまして、今冬の除排雪の回数が134回、昨冬の豪雪時は147回ということで若干少ないわけですがけれども、早朝除雪については、昨冬を10回超える37回の出動しておるところであります。

事故対応につきましては、昨冬の豪雪において、1月6日ですけれども、信号機を破損するという大きな金額に上る事故がございました。また、排雪時についても市民の方の乗用車を破損するというような事故がございまして、こういう苦い経験から、今冬については絶対に事故を起こさないということでの指示を、私なり、あるいは課長から出しまして、特に早朝においては、2時に除雪センターに全員が出動するという体制を取っています。その際に、暖気運転をし、それから機械の動作確認をしながらではありますけれども、必ずミーティングをするという習慣になっておりまして、その際にも毎日ですが、安全確認をするように、そして事故を起こさないようにという指示を行っておりますし、また、庁舎の業務が始まった際に、責任者が来まして、課長あるいは事務担当と除雪の状況、あるいは課題についてのミーティングも行っております。その際にも、同様に、事故を起こさないようにという安全確認を指示しておりますし、特にバック時の事故が多いというふうな事例もございまして、そういう検討もしながら、助手席にいる職員について、後方確認、それから側面における確認等の安全確認を徹底するように指示し、そしてそれを実行させてきたということでございます。

幸い過失のある事故がなかったわけですがけれども、ただ、交差点の付近、それから直進路でもらい事故と申しますか、相手方100%の事故があったという事例はございました。しかしながら、当方からの事故がなかったのは幸いしたのかなというふうに思っている次第であります。

今後とも、事故あるいはけがのないように作業に従事させてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いします。

○佐藤清春 議長 13番小沢秀宏議員。

○13番（小沢秀宏議員） それでは再質問させていただきます。

解体工事入札ですけれども、県、それから秋田市、大仙市、美郷町ではいろいろ以前から問題がありまして、私先ほども言いましたけれども、正直言いまして、業者の方々非常に厳しい状況の中で仕事をされていると、そういうことも踏まえて、最低限度価格は設定されておりました。大仙に聞きますと、やはり幾ら解体工事であっても、20%、30%、40%で言えば確実に赤字で首を絞める状況で、やはり業者

が成り立たない。私も思うんですけれども、きちんとした設定予定価格がありまして、その中で、なぜ20%台、30%台、40%台で仕事ができるのか。今回は地方新聞にこの件で記事がありまして、非常に市民の関心も高く、結果を見まして、1億4,000万が6,000万で仕事できると、常識で考えられないと、そんなにそうすると、いい加減なのだろうか。私は市民が感じているのは、その予定価格とは、そうすれば何か、根拠があるのか、常識的に考えて、業者が確実に赤字の中で仕事をしなければならない。だから、次々とは言いませんけれども、毎年1社か2社廃業せざるを得ない。だとすれば、当然、私は業者は従業員を抱え給料を払って、そして税金を払っていることだと思います。だとすれば、妥当なところで最低限度価格というのを設定しなければ、私は今後もこういうことは続くんではないか。それで、きちんと責任を持って工事をされると思いますけれども、やっぱり一般市民の人方に言わせると、恐らくどこかで手抜きするのではないかと、常識的に考えられない金額だと、そういうふうに私のところに何人かが話がありましたので、それで、今日そうすると一般質問して、市側の考えを聞いて、そうすれば納得してもらえないかというふうに思いましたけれども、今、市長から答弁いただきましたけれども、ともすれば市は県の方向に準ずると、そういう中で、県で設定されている価格、大仙市で設定されている価格をなぜ横手市が行われないのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 先ほど市長のほうからも答弁の中でございましたが、解体工事につきましては、まさに品質を、いわゆる工事成果品の品質の低下とかという部分についてはないわけございまして、この最低制限価格の設定の根拠としては、やはり品質の確保というのが1つの大きな設定の根拠になってございます。そうした点から見ますと、解体工事につきましては、品質を確保するという部分がないわけございまして、逆に設定することについて、その部分について、現在は全国的な流れの中ではやめてきている自治体があるというふうな状況でございます。

以上であります。

○佐藤清春 議長 13番小沢秀宏議員。

○13番（小沢秀宏議員） 役所的考えの典型ですね。市の業者を育成する、育てる、そういう気持ちがあるんですか。実際にそれで生活して、従業員に給料を支払ってやってく業者に対して、余りにもそれは役所的考えではないですか。大仙にできて、なぜ横手にできないんですか。再度答弁願いたいと思います。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 なぜ横手市は大仙と違うやり方しているかということについては、私も説明いたしましたし、財務部長も説明したとおりでございます。これについては、業者を育成するとかしないとか、そういう視点はこの中には入ってございません。適切に仕事をしていただくための条件しかつくっていない、設定していないわけでありまして。その中で、ぜひ業者さんにはみずからの努力で頑張ってもらいたいという思いはございます。しかし、このことをもって業者を支援する仕組みになっていないからとい

って、おしかりを受けるのは甚だ私にとっては納得いかないところでございます。

ほかの部分でさまざまやるべきことはあるとは思いますが、しかし、こういうルールについては、改善する、例えばいろいろな検討する部分があれば、これはもちろん、それは否定するものではありませんけれども、現時点においては、私どもの今のやり方は、ほかの市がやっているやり方よりも劣ると思っていないし、適正であるというふうに思っている次第でございます。

○佐藤清春 議長 13番小沢秀宏議員。

○13番（小沢秀宏議員） そうすれば、ちなみにこの30%台、20%台、40%台で本当に採算がとれるというふうに判断していますか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 どのような積算をされたかというのは、専門家ではありませんので私には判断できませんけれども、現実過去において、これに類するような非常に低い価格で入札された、そしてその成果が問題なかったというふうな我々は事例を持っておりまして、そういう意味では、現時点においては心配はしておらないところでございます。

なお、このたびの旧雄物川中学校の解体工事に当たっても、その経過、結果がどうかということは、しっかり確認しながら、今、議員がご心配の向きがあるやなしやということも含めて確認をしてまいりたいと、そのように思います。

○佐藤清春 議長 13番小沢秀宏議員。

○13番（小沢秀宏議員） そうすれば、まずこれは見解の相違ですので、次の再質問に入ります。

いろいろ環境保全条例、条件とかと言いましたけれども、先ほど私質問しましたけれども、どこが対応してくれるのか、だれに連絡すればいいのですかというふうに私聞かれたんですけども、そこはどういうふうに対応すればいいですか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 先ほど空き家条例と空き地対策について答弁で申し上げた内容につきましては、この条例のそもそも所管するセクションは市民生活部くらしの相談課でございます。もちろん地域局との緊密な連携のもとでやっておりますので、いろいろ情報提供、あるいはご相談される件については、直接くらしの相談課でももちろん結構でございますが、最寄りの地域局に一言ご相談いただいてもスムーズに運べると、そのように思う次第でございます。

○佐藤清春 議長 13番小沢秀宏議員。

○13番（小沢秀宏議員） 3番目に、危機管理の件での、1つ、保険金は毎年同じ額なのかというのは、いわゆる市で毎年保険金を、保険会社といますか、そこに払っていると思いますけれども、こういうふうに連続100万単位で保険金を実際に使って、支払っていると思いますけれども、市で納めるこの金額が毎年同じなのかということを知りたいんですけども、それはどういうふうになっていますか。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 大変失礼いたしました。毎年同額でございます。

○佐藤清春 議長 13番小沢秀宏議員。

○13番(小沢秀宏議員) それからですけれども、先ほど平鹿地域局のほうから対応についてお話がありました。私はなるほどなと納得しました。

提案ですけれども、今回もそうですけれども、2人乗っていて100対ゼロの事故が発生したと、一体1人は何をしていたのかと、それが問われることではないでしょうか。したがって、マニュアル的なもの、2人が乗って、例えばバックしろとか、そういう場合は、必ず1人は降りて確認し指導すると、そういうマニュアルをきちんと作りまして、それを義務づけると、そういうふうにしたほうが私は事故がなくなると思いますけれども、その辺はどういうふうに考えますか。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 2人乗車の問題でございますけれども、ただいま議員がおっしゃいますように、危険な交差点で作業をする場合がありますとか、また、車が渋滞しているような状況の中で作業をするような場合は、助手が降りて除雪車を誘導して作業を行うというふうに決めてございます。これについては除雪基本計画のほうには書いてございますけれども、なかなかその辺が徹底が不十分なところがまだあるのなかというふうには認識してございまして、なお一層、その辺の指導を徹底してまいりたいと思います。また、その際の1つの手段として、議員がおっしゃいますような別立てでマニュアルにするということも今後検討させていただきたいと思います。

○佐藤清春 議長 13番小沢秀宏議員。

○13番(小沢秀宏議員) ほかの地域局でも、私はそれぞれ皆さん一生懸命仕事されると思いますけれども、先ほど聞いたように、市、地域局それぞれで、少なくとも先ほど地域局長さんから答弁あったようなことをやればできると、私はそういうことだと思います。運転手任せでなく、やっぱり担当する人が同じような形で、毎日出かけるときにはミーティングしてもらって、きちんと事故のないように、それは努力すればできるし、仕事だと思いますので、何とかほかの地域局さんをお願いしたいのは、そういう形でやれば私は事故はなくなるんだろうと思いますので、それはぜひ実行していただきたいと思っています。

それから、4番目のこの水銀灯の件です

正直言いまして、先ほども言いました。100単位にあるかもしれない水銀灯、ここだけ倒れた、1カ所だけ倒れた。確実にそれは根元が腐食していたからだったと思います。だとすれば、前もってそれを確認していた中で、それを怠ったと、危機管理が弱かったと、そういうことの結果ではないですか。したがって、どういうところに車をとめて、水銀灯がぶつかった、それで壊れた、それは想像を絶する自然災害だから、保険の対象にならないから何ともならないと電話で連絡して、それで逆の立場で、皆さんがそういう場合に遭ったときに、あら、仕方がない、それは運悪かったでおさまりますか。少なくとも担当する職員がそこに行って、やっぱり私は人として、結果はどうあれ、やあ、うちのほうで少し危機

意識が弱かった、気の毒だった、申しわけなかったと、そういう気持ちになれなかったのか、それができなかったのか、それどういうふうに思いますか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 先ほどの財務部長の答弁でもございましたけれども、私どもの地域局における担当が電話で済ませてしまったというのは、誠に申しわけなかったなと思います。やっぱり直接お会いして丁寧に説明すべき事案であったなというふうに思います。

なお、あわせて腐食の度合いについての判断が、想定以上の風であったということで甘さがあったのではないかというご指摘もございましたけれども、その辺の危険性を、やはりもうちょっと判断することが必要であったかどうかということも、我々はまた検討しなければならないだろうと思います。

なお、市の所有地におとめになっていたわけでありますので、そういうところに、今回の事故がなくてもおとめいただかないほうがいいのは当たり前でありますし、それは表示しておったようでありますけれども、そういうことが徹底できなかったことも、やはり我々としても幾分反省の余地はあるのかなと思っている次第でございます。よい教訓とさせていただきたいと思います。

○佐藤清春 議長 13番小沢秀宏議員。

○13番（小沢秀宏議員） ともすれば、やあ、うちのほうでそういうことを怠って申しわけなかったと謝れば賠償させられると、そういうようなニュアンスを感じました、私は。私は相手の方にも聞きましたけれども、やっぱり人として、実際にそういう危険性があったということをわかっていて、そういう事故が起こったときに、そういう言葉が出なかった、出せなかった。それが余りにも情けなかった。そういうことが私は今回こういうことになったと思っていますので、今、市長答弁ありましたけれども、役人というのは、人の役に立つための仕事だと私は思っています。ですから、そういう感情を抜きにしまして、悪かったときは悪かったと、申しわけなかったと、だけれども、こうこうこういう状況で保険で対応できないので、本当に申しわけなかったと、それぐらいの気持ちを持って市民に対処していくような職員を育ててもらいたいと思いますが、市長、いかがですか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 法律的に責任を問われる話ではないというふうな判断を我々したわけでございます。そのために弁護士とも相談し、保険会社とも相談いたしました。しかし、そのことと議員がご指摘になったような市民の皆様が被害を受けた、結果として被害を受けた感情に対する配慮というのは、両建てで考えるべきことであろうというふうに思いますので、ぜひこの後法律的なものと市民感情に配慮する部分と両方しっかりできるように努めてまいりたいと思います。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後2時といたします。

午後 1時50分 休憩

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 鈴木勝雄 議員

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員に発言を許可いたします。

8番鈴木勝雄議員。

【8番（鈴木勝雄議員）登壇】

○8番（鈴木勝雄議員） 6月議会3日目で、最後の質問者として登壇しました日本共産党、8番鈴木勝雄です。

早速通告に基づきまして質問させていただきます。

1点目の風雪被害支援事業についてですが、一昨年の大雪では、建物、特に果樹等に大変甚大な被害をもたらし、また、昨年の収穫量が3割、4割とのことで、果樹農家へは植栽、消毒等を支援しているところですが、昨年も大雪、そして4月の3、4日の暴風雨による家屋、農作業施設で甚大な被害を受けており、この状況についての支援事業として、県3分の1、市が6分の1、助成金払いが5割ということですが、その対象件数及び現在の申請はどのくらいになっておるのかお答え願います。

さらには、その他の農業施設で固定資産税台帳に載っている建物はリフォーム対象の施設であり、10%のリフォーム補助を受けております。また、農業施設でも、固定資産税対象外の施設はどのくらいの件数になっておるのかお答え願います。

さらには、このたびの風雪被害に対し、被災農業者向け経営体育成支援事業ということで、国では10分の3の支援補助対策がなされることとなっております。この国の育成支援事業については、農家個々にはまだ周知されていない部分がたくさんあると思われることから、国の支援補助申請は現在のところどうなっているのか。また、周知についてはどのようにして農家にお知らせしたのか、いま一度お聞かせ願いたいと思います。

2番目、農業振興について。

3月議会で、転作作物等を栽培する上では、まず土づくりが第一であることから、今年度から行政の施策ということで振興作物を栽培し、出荷及び販売する農家に対し、1平方メートル当たり助成単価500円ということで、農業者もこの対策に大変感謝をし、喜んでおる声が聞こえます。

この施策で、堆肥の利用状況は昨年とことしを比較した場合、利用料についてどのようになっているのかお答えください。また、この対策によって、供給がふえ、堆肥センターの稼働状況も増産せざるを得なくなると思いますので、現在の稼働実績と昨年の稼働実績はどうなっているのかお答え願います。

2つ目の市では新たな直売所設置推進ということから、昨年仙台の設置を手始めとして、九州屋、板橋区にアンテナショップを開設してきておりますが、これらの直売所への物流の拠点になっておるのはどういうところなのか。また、品目についてはどのようなものが販売されているのかお知らせください。

また、各直売所の売上高についてもお知らせ願います。

さらには、これから生鮮青果物もふるさと農協として横手市発信の出荷の時期になります。このことから、前にも言っておりますが、市場、量販店等のマーケティングについての対応と、九州屋への職員の派遣についての効果、考えをお聞かせください。

最後に、教育環境について。

当市では、小・中学校の統合を推進し、ことし4月、明峰中学校を開校し、立派な校舎、体育館、さらには屋外体育施設も、野球場、陸上競技場など大変よく立派に整備されておりました。来年度は横手北中学校でも同じように整備される、そして開校となることですが、それに引きかえ、横手南中学校では、校舎、体育館はアスベスト、耐震の基準から改修、改築されましたが、屋外体育施設は小学校の運動場並みと思われる。横手南中学校の野球場及び陸上競技場の考えについてご答弁をお願いします。

以上で壇上からの質問を終わります。どうもご清聴ありがとうございます。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 3点お尋ねがございましたけれども、まず1点目でございます。風雪被害支援事業についてでございます。

4月3日から4日にかけて発生いたしました暴風被害につきましては、所信でも申し上げましたが、農業用施設が826棟で約2億7,600万円、農作物では、シイタケや花卉などで約5,500万円であり、被害総額は約3億3,100万円となっております。

今回の暴風被害の支援につきましては、さきの臨時議会において、県の農業生産施設復旧支援事業に市が協調助成をいたしまして、農家の負担が2分の1となる支援策にかかる予算を議決していただいたところでございます。事業の対象施設は、農畜産物の生産に必要なパイプハウス、鉄骨ハウス、畜舎などであり、復旧費用が10万円以上のものが対象となります。6月8日現在で、件数で104件、棟数で171棟の申請を受けております。また、国では、全国的な暴風被害となったことから、被災者向け経営体育成支援事業を創設し、県事業の対象外である農作業小屋、被覆ビニールの破損等に対しても最大で補助率10分の3を支援することとなっております。本事業を活用するためには、当該施設が地方公共団体の支援対象であること、または復旧にかかわる融資を受けることが条件となっております。

市では、5月30日の国の事業説明会を受け、翌日には全農家にチラシを配付して周知を図ったところ、これまで8件の申請を受けております。今後も県やJAなどと連携し、事業の周知と被災施設の復旧を支援してまいりたいと考えております。

2つ目の農業振興についてでございます。

堆肥の助成につきましては、これまで特別栽培米の作付をする農家に助成を行ってまいりました。今年度からは、新たに野菜づくりを支援していくため、市堆肥センターが製造する堆肥を重点振興作物の栽培に使用した場合、1立方メートル当たり500円の助成を行うことといたしました。本年4月、5月

の大雄堆肥センターの売り上げ数量は、前年比で154トン、率にいたしまして13%増加しておりますので、一定の成果があったものと推測いたしております。また、秋に肥料散布する作物もありますので、この助成を広く周知し活用していただきたいと考えております。

なお、大雄堆肥センターは受け入れ能力が年間1万トンであり、昨年度の稼働率が86.9%であったものが、現在、90%でございます。これの受け入れ量を保って安定稼働をいたしております。需要期が春先に集中してしまうため、供給に時間がかかる場合もありますので、春、秋のバランスのとれた堆肥の量を推奨することにより、堆肥の安定供給につなげていきたいと考えております。

この項のアンテナショップについてのお尋ねもございました。

直売所、直売コーナーの設置状況につきましては、昨年6月に設置した仙台市青葉区八百長商店内の直売所を皮切りに首都圏にも設置を進めており、9月には九州屋松坂屋上野店内、12月には板橋区大山商店街のとれたて村内、3月には八王子市のスーパーサカガミ南大沢店内へ設置いたしております。

平成23年度の売り上げ実績は、仙台市の直売所、これは先ほど申し上げました八百長商店内でありませんが、うめっす菜という名前でやっておりますが、約10カ月で約1,240万円でございます。月平均では約120万円となっております。商品のアイテム数、品数も徐々にふえまして、固定客もついてきておるところでございます。首都圏におきましては、九州屋松坂屋上野店の売り上げ総額は、7カ月で約154万円、月平均では約22万円であり、昨年12月に参加した板橋区大山商店街のとれたて村は、4カ月で約96万円となっております。また、不定期にイベントを実施して、3月に横手市コーナーの設置に至った八王子市のスーパーサカガミでは、1カ月で約100万となっております。仙台圏と首都圏を合わせますと、年間で1,590万、月平均いたしますと、約150万となっております。

直売所の設置については、小ロットながらも大消費地への販路の開拓、拡大を図ることができ、農業者が主体的に販売できる体制づくりと農業者の所得向上につなげたいという思いから取り組んでおり、今年度も仙台圏と首都圏をターゲットとして増設を目標に継続的に取り組んでまいります。

一方、青果生鮮品の販売促進のほか、市場から量販店への大ロット商品の流通対策といたしましては、JAともタイアップしつつ、横手市物産フェア等の取り組みや九州屋に派遣した職員による生の情報収集に努め、関係機関や農業者などに、適時、その内容をフィードバックしていきたいと考えております。

また、現在実施しております販路開拓拡大を目指した各種事業が、農業者に対して実効性のある取り組みとなるように、JAなどの関係機関との連携をさらに深めながら、売れる仕組みづくりを強く推進してまいります。

3番目の教育環境につきましては教育委員会のほうから答弁させます。

以上であります。

○佐藤清春 議長 教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 横手南中学校の屋外体育施設についてのお尋ねがございました。市内中学校の屋外

体育施設につきましては、本年4月に実態調査を実施しております。この調査からも横手南中学校のグラウンドは整備すべき優先度の高い施設ととらえております。

ご存じのように野球場と陸上競技の練習場が一体となっていることで、お互いの練習に支障が出ている問題、これがあるわけです。それにつきましては、野球部に近隣のグリーンスタジアムよこての多目的広場を計画的に使用してもらうことで学校と協議をしております。また、陸上競技練習場のトラック部分、直線並びにカーブは大変劣化が激しいということで、これから計画的に整備をしていくということを考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 先ほどお尋ねのございました今回の暴風被害における固定資産登録外の農業施設の数でございますが、この点については把握してございません。よろしくお願いいたします。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） 農業支援事業についてですが、これ、なかなか周知されておらないのではないかとこのことを大変思っております。やはりまだ104件とか、この国の経営体育成支援事業では、いわゆる国・県の5割補助を受けた方は80%になる。また、県の支援事業を受けて10%の支援をもらった作業場でも、国に申請すると30%の支援になると。また、固定資産税の対象外でリフォームをもらわなかった施設でも、融資を受けると30%の支援を受けられる。その範囲がすごく広くて、そういうふうになっておりますし、乾燥施設、格納庫なども入るといようなことから、この周知が完全になされているのかどうかというのが大変疑問であります。現在、国への申請が8件ということですので、被害件数から見ても、どうしても周知がなされておらないのではないかと。いわゆる、これは国・県の支援事業を受けた方、リフォームを受けた方は融資を受けなくても自己資金の中の30%が支援になるという事業ですので、その辺の周知がどのようになされて、この申請状況なのか大変疑問ですので、ひとつお答え願いたいと思います。

○佐藤清春 議長 産業経済部次長。

○関口悦雄 産業経済部次長 まず、1点目のパイプハウスなどの農業復旧支援事業ですけれども、これの周知の仕方ですけれども、我々農業政策課では、個票としてすべての農家、被災を受けた農家をリストアップしております。そういう中で、個別に対応しながらやっているわけですけれども、今回の復旧に対して、農家の方が、これからというふうな話も聞いております。そのために、我々もう一度そこら辺を精査しながら復旧に向けた取り組みに対して支援できるように持っていきたいというふうに考えております。

また、国の経営体支援事業ですけれども、これについて、議員がおっしゃいましたとおりに10分の3、県と市から、それから市の協調助成合わせれば、10分の8支援受けられるわけですけれども、これについて、パイプハウスなどのことについては、復旧支援の事業の中からリストアップして、現在精査しているところです。ただ、リフォーム関係については、これからデータをいただきながらチェックして、

そしてさらに個別に対応していきたいと。ただ、対象にならなかった方、これらについては、我々もう一度周知しながらその対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） 国の事業のことですが、いわゆるリフォームを受けた方は申請すると10分の4になると、4割になるというのははっきりしておりますので、やはりその辺も考えなければならぬし、リフォームを受けなかったところはこれからということですが、作業場が全壊して、仮に500万の損害で、それと同等の作業場を建てたという場合も3割補助の対象になる。その場合は、仮に200万融資で、自己資金が300万だとすると、国の補助が150万になると。自己資金の半分が来るというような計算になりますけれども、そういうふうなことですので、やはりぜひこの対策は真剣に取り組んで、国の施策を取り入れなければならないと思っておりますので、その点はそのようになっていくと思うので、これはリフォームは融資を受けなくとも30%が来るということですので、50%のところは80%になると。その辺のすみわけとか、そんな要綱をきちっとすべての被災農家が一目でわかるような周知の仕方をぜひしてほしいと思いますし、ただいま私が言ったのでもし違うところがあったら違うと言ってください。違わなければそれで結構です。違いますか、結構ですか。はい、わかりました。

次の農業振興についてですが、堆肥は先ほどの答弁のとおり大変助成が1立米500円と、たった500円かというような話もありますけれども、それによって堆肥の供給がふえ、農家も喜んだということですが、現在の堆肥センター、やっぱり90%、そして、ことしの春は注文しても今はできないから後にしてくれと言われたケースもありますので、やはり平鹿町の堆肥センターを何らかの形で堆肥を格納するか、もみ殻を格納するかというような仕掛けをしてやらないと、このまま需要がふえるとまさにパンク状態となると思うので、この平鹿町の堆肥センターの、これ以上になると大変だということで、堆肥センターを考えているのかいないのか、ぜひ活用して、この堆肥使用をもっと幅広くやってほしいと思いますので、その辺の考えについてひとつお聞かせください。

○佐藤清春 議長 産業経済部次長。

○関口悦雄 産業経済部次長 現在の太田堆肥センター、それから平鹿の堆肥センターあるわけですがけれども、現在、太田のほうでは生産しているということです。製品にしたものは、平鹿の堆肥センターにストックしておきながら、そこで袋詰めを行っている、またフレコン詰めを行っているというような状況です。

前段の対応できなかったところを私たちも確認したんですけれども、今冬の豪雪によって雪消えが遅くて、一気に集中したという経緯もあって、なかなかすべてに注文どおりに回らなかったという背景もございました。それらを含め、我々はマニアスプレッター3台所有しているわけですがけれども、今横手市全域をカバーしている中で、その3台以外にも必要となれば、やはり現在集落といいますか、法人とかそういうところで所有している、そういった機械を活用しながら全市に広げて散布して、効率

的な農業振興が図られるような努力をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） どうもありがとうございます。ぜひ散布のほうの機械を拡大して、やはり農家の要望にこたえられるように頑張してほしいと思います。

次に、アンテナショップですが、やはり非常に市長の思いやりの強いところでありますけれども、一定の効果が出ているというように判断していることと思われるが、物流、いわゆる物をやる拠点はどこになっておるのか。また、そのアンテナショップに出したいという人がおると、即出せるのかどうか。自分も出したいと思っておる、しかし出せないという声がたくさん聞こえますので、その辺のところの兼ね合わせはどうなっているのか。

あと、JAとのタイアップ等で生鮮食品の販売促進、また、市場、量販店、JAとタイアップしながら物産フェアをしていくということですので、ぜひそういうことをしながら、また、九州屋、板橋区にも横手の農産物が市場、量販店の取引の中で品物が行くような方策もマーケティングの中で考えていくことができるのかできないのか、ひとつお伺いします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 前段にございました直売に取り組みたいというグループは大歓迎でございます、ぜひマーケティング推進課のほうに情報をお寄せいただければ大変ありがたいと思います。ただ、その際に、やはり余り少数では間口の広さだとか、あるいはロットの問題だとかございますので、できるだけ大きなグループになるような可能性を検討しながら情報をお知らせいただければありがたい。これから順次開拓いたします直売所に、そういう方々にご紹介申し上げて販路拡大に貢献させていただきたいと、このように思っています。

なお、JAが扱っております大ロットの消費について、これは基本的に市場流通でございますので、その中で、それぞれ東京、仙台に直売されている方々のお目にかなうように我々は売り込みをさせてもらいたいと思います。そして、我々がというよりも、地元の直売グループがお納めするルートとまた違う仕入れルートをとりますので、これは決して難しいことではありませんので、そういうふうな、それぞれの東京、仙台における直売所の経営者の方々、運業者の方々に魅力持って受け入れられるような、そういうふうな商品をぜひたくさんお勧めしていきたいなと思います。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） 教育環境について、横手南中学校のことですが、教育長は、ことし4月調査実施した、その結果、優先順位が高いということですがけれども、私はやっぱり、合併当初、統合中学校を考えるとときから、やはりこの屋外体育施設でいいのか悪いのかは十分検討しなければならなかったと思うし、また、アスベストの関係で、校舎、体育館を改築、改修したときに、やはりこの施設がこのままでよいというように判断して、やはりこれまで検討も何も屋外にはされないで調査を実施したのか、検

討等はいつからやって、実際の調査をして、それでは今度どういう手順で進めていくのか全然見えない。そして、やはり野球でもグリーンスタジアムのサブグラウンドを野球部が使うとか、そういうことではないと思うのですよ。やはり、今こういうふうに統合中学校を建てる段階から南中学校は整備する必要があったと思うのに対して、そういう考えがあるのかないのかも、優先順位が上だというだけで、普通の広場を使って野球も陸上競技もやれというようなことでは教育環境に著しい差が出ると思うんですよ。やはり、今、統合中学校と並行して南中学校の施設も整備するようであれば、何もならないと思うんです。その辺の考えがちょっと見えないんですよ。やはり100メートルのコース、4コース、疲れているから直さなければならないと、そういう問題ではない。小学校ならば100メートルのあれだとかと言ってもあれですが、やはり中学校の陸上競技となれば、そういうただ手を加えたと、これでいいだろうというようなことでもないし、やはり年次計画をきちっと持たなければならないと思うので、やはり統合中学校統合中学校と目をやっても、横手南中学校はどこが統合しても、今でもやっぱり生徒数は絶対数多いわけです。そういうところが一番おくれるというのは、教育関係者として、やっぱり教育長はそこにいるのが長いと思うので、これまでの経緯と、検討するなら検討して、今後のスケジュールというものは、ただ100メートルコース直すぐらいで、あとは何もないのかあるのか、ご答弁願います。

○佐藤清春 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 皆様にお示しした統合の計画、それはその計画に従ってやっていくと、南中の整備も、今、私が答弁申し上げましたようにやらなければいけない。大改修は、まず校舎はやりました。ただ、あそこの土地で屋外体育施設を、1校が所有して1校が使うというような形での万全な体制はもう不可能です、あの土地では。だから、これから私どもの考えているのは、今もそういう使い方をしていくわけですが、北中にグラウンドができたから、これは北中だけが使うのだという話ではなくて、やっぱり市内にある屋外体育施設を有効に複数校で使ったり共同練習をしたり、そういう活用を考えていかなければ、1校に万全に全部そろえるというような発想では、なかなか財政的にもやっていけないものがあるんだろうと思います。

そして、幸い横手市というのは、このように横手、平鹿が全部一体となりましたので、各中学校がさまざまな動き、流動的に動きながら、例えば平鹿中学校でも自前の陸上競技場はないわけですが、もともとの横手市の陸上競技場を使ってやっている。そのような形でやっぱり考えていかなければ立ち行かなくなるのかなというふうなのが、私の今の、南中は南中で収束するというふうな形で屋内体育施設も考えてはいけないのではないかなと。今も南中は、私も勤めていましたけれども、横手の体育館とかが空いているところに卓球が行って、普段は廊下でやっていますけれども、ことしも男子がよく頑張ってくれました。というような形で、やはり市内にある体育施設、屋内も屋外も有効に使っていくという全体的な構想の中で考えていきたい。もちろん議員がおっしゃるように、南中はだから整備しなくてもいいと考えているわけではなくて、今これから順次計画を練っているところでありますので、よろしくご理解願いたいと思います。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番(鈴木勝雄議員) まさに教育長の答弁は詭弁としか言いようがないと私は思います。やはり明峰中学校も北中学校も、どこでも使うにいい、共同で使えるんだというような考えであれば、何も中学校のそばにグラウンドは必要ないし、陸上競技場も必要ないし、平鹿に1カ所ある陸上競技場を使えばいいし、横手市には陸上競技場は1カ所つくって、それでみんなで共有すればよいことで、何も今統合中学校にああいうふうにして、それを共有して使えばよいことだというような論法にはならないと思うんです。それが教育環境として好ましいと思っているのであれば、私は間違いでないのかと、やはり学校から遠く離れたところへ練習に毎日行くとか、そういうことではないと思うんです。やっぱり共有すればよいものは共有する、共有できないものは共有できないことなんです。やはり何もここを共有で使う、自分達は北中にきょう行くとかなんて勝手にできることでもないし、やはり赤坂総合運動公園の運動広場で、あそこで野球だ、やはり広場は広場なんです。多目的だから何をやってもいいというものでもないし、そういうところをきちっと持って、やっぱりこういうことはすべて教育環境の一環としてやらなければならないとかというのではなく、ただあるものをそういうふうにも共有してやっていけばそれでいいのだということで、今まで、そうすれば何も検討もしないで投げしてきたというように私は理解しますが、今後も優先順位は、まず統合中学校が先だ、統合中学校の屋外施設は完全に整備すると、でも南中については、あの敷地では無理、敷地がなければ買えばいいことだ。明峰でも北中でも全部買収してつくっているのだろう。今の敷地で狭いとか広いとか無理だとか、そういう発想ではないと思います、教育環境を整備するということは、やはり、ましてや義務教育の中学校ですので、その辺のところをきっちりとわきまえて、ひとつこれからの計画等を検討、立案するように、その考えがあるのかないのかお答え願います。

○佐藤清春 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 先ほどの私の答弁で誤解をされていけば困りますので、そこから始めたいと思いますが、屋外体育施設もあれも主要な目的は授業であります。体育の授業が万全にできるかどうかと、そこが一番の基点になりまして、体育の授業に支障があるようであれば、そこからまず整備をする。そして、今度は部活とかという話になっていきますので、そのところは誤解のないように、体育の授業をやるのに、南中が北中に行つてなんていうことは当然あり得ないことでありますので、そこら辺はご理解願いたいと思います。その上で、今、議員がおっしゃったように、南中の屋外体育施設につきましても、ほかの学校も同様に可能な限り整備をしていくということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番(鈴木勝雄議員) いわゆるこの最初の答弁と同じで、調査実施した、やはり優先順位が上だ、可能な限り整備すると言っても、やはり目安がないものはだめだと思うんです。やはりこういうものをつくるために調査するとか、買わねばできないものは買わねばできない。そういうところをきちっとしな

いで、何とかかんとかただここを乗り切れればいいというような答弁ではだめだと思うんです。やはり統合中学校を見て、計画立てていく段階から南中学校の屋外施設はこれでいいのかというものが一番先に着目しなければならないことだと思っているんです。それ、ここ1つ、2つとできてくれば、何よ南中、これって必ずなると思うんです。やっぱり南中の父兄でも黙って、これまでは、やはりそういうふうで、今、統合したところのように、屋外体育施設が整ったところがないから、今までは教育長がいた校長の時にも、これでいいのだといたと思うんですけれども、やっぱりあれでは前々から大変危険な状態であったということは、先生みずからわかっていることだと思うんです。野球やっている、陸上競技場がここで走っている、あの状態で、それこそ30年もやってきていることだから、それでもまず我慢してきたけれども、統合中学校ができたなら、やはりいち早くこれは着目して手をつけなければならないと思うので、その辺の立案等について、市長、いわゆるあそこの場所ではあれ以上何ともできないと教育長が言っているから、それで教育環境を整えるため、屋外施設を整えるためには、何かしらの手だてはしなければならないと思うので、市長の答弁をお願いします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 ご指名でございます。

私もその昔、南中のPTA会長をやったことがございまして、私の息子も南中に入っておりますけれども、野球部でございました。そういう意味では、大変余りよろしくない環境の中でクラブ活動をせざるを得ないというのは、ずっと続いてきた。それはご理解いただけるように、敷地の限りがあったということ、それも連担した敷地という意味、飛び地であればいろいろ可能であったんでしょうけれども、そういう意味での制約があつて、教育長答弁申し上げたとおり、赤坂総合公園の一角の中で代替的に利用させていただいている環境は、それはある面では今までやむを得なかったのかなと思います。

ただ、この後、教育長答弁したとおり、授業にかかわる教育環境の整備というのが優先されたことは事実でございまして、これはまだまだ続くと思います。そういう中で、部活も十分重要でありますので、いわゆる自前の整備と、それから共有する部分と、それをどんなふうで共有するかというような計画を教育委員会でこれから立てるといふふうに思いますので、ぜひしっかり立ててもらう中で、どうしても自前でやらなければならない中で、そのハードの整備に所要の何かしらが必要だとなれば、これは協議して進めなければならないだろうと思います。そういう意味で、教育委員会から検討の結果を聞いてございませんので、よく聞きながら教育環境の整備に手助けしてまいりたいと思います。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） 十分その辺の意図とするところはわかりますけれども、南中はあのとおり裏山だし、田んぼがすぐにあると、用地を買収するとすればできる環境にあると思うんです。たまたま赤坂総合公園ができて、中途半端な運動場だけ、南中の場合も運動場、そっちも運動場、それではおれはだめだと思うんです、グリーンスタジアムはほとんど使うことはできないし。いわゆる授業の環境整備だけというのであれば、今でも統合中学校でも野球場なんて必要なかったろうし、授業に差し支えない

部分の運動場をつくれればいいので、やはり陸上競技場、何百メートルのトラックとか、そういうことも必要ないので、南中と同じ規模でつくればいいことであって、そういうことを言うのであればそういうことだと思っんです。今、統合中学校をつくるときには、そういうクラブでやるのも視野に入れたものを整備して、南中については、運動の授業に差し支えないのでそれでよいというようなことではないと思いますので、速急な展開をして、検討をして、ぜひ年次計画でも立ててくださることをお願いして終わります。

以上です。

○佐藤清春 議長 これで一般質問を終了いたします。

◎請願委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第2、請願の委員会付託であります。既に配付いたしております文書表の所管の委員会に付託いたします。

◎休会について

○佐藤清春 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査等のため、明6月21日から6月26日までの7日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明6月21日から6月26日までの7日間休会することに決定いたしました。

6月27日は、一般会計予算特別委員会終了後、本会議を開きます。

◎散会の宣告

○佐藤清春 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時47分 散 会